

組合の活動をご理解いただくために

JAレポート



ディスクロージャー誌

2021
年版



目 次

当ＪＡの考え方

- ごあいさつ…………… 1
- ＪＡ京都市の自己改革…………… 2～3
- 経営理念・経営方針…………… 4
- 経営管理体制…………… 4
- 事業の概況…………… 5～7
- 農業振興活動…………… 8～9
- 地域貢献活動…………… 9
- リスク管理の状況…………… 10～16
- 自己資本の充実の状況…………… 17
- 主な事業内容…………… 18～27

決算の状況

- 貸借対照表…………… 28
- 損益計算書…………… 29
- キャッシュ・フロー計算書…………… 30
- 事業管理費の内訳…………… 31
- 注記表…………… 32～45
- 剰余金処分計算書…………… 46～47
- 部門別損益計算書…………… 48～49
- 財務諸表の正確性等にかかる確認…………… 50
- 会計監査人の監査及び名称…………… 50

損益の状況

- 最近の5事業年度の主要な経営指標…………… 51
- 利益総括表…………… 52
- 資金運用収支の内訳…………… 52
- 受取・支払利息の増減額…………… 52

事業の概況

- 信用事業…………… 53～59
- 共済事業…………… 60～61
- 営農経済事業…………… 61～62

経営諸指標

- 利益率…………… 63
- 貯貸率・貯証率…………… 63
- 1職員・1店舗当り指標…………… 63

自己資本の充実の状況

- 自己資本の構成に関する事項…………… 64～65
- 自己資本の充実度に関する事項…………… 66～67
- 信用リスクに関する事項…………… 67～70
- 信用リスク削減手法に関する事項…………… 71～72
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の
取引相手のリスクに関する事項…………… 72
- 証券化エクスポージャーに関する事項…………… 72
- 出資その他これに類する
エクスポージャーに関する事項…………… 73
- リスク・ウェイトのみなし計算が
適用されるエクスポージャーに関する事項…………… 73
- 金利リスクに関する事項…………… 74

当ＪＡの概要

- 機構図…………… 75
- 役員構成…………… 76
- 組合員数…………… 77
- 組合員組織の状況…………… 77
- 職員数…………… 77
- 特定信用事業代理業者の状況…………… 77
- 沿革・管内の概況…………… 78～79
- ディスクロージャー誌用語解説集…………… 80～82
- 開示項目…………… 83
- 店舗等のご案内…………… 84

* 本誌は農業協同組合法第54条の3に基づいて、作成したディスクロージャー誌です。
当ＪＡホームページ上でもご覧頂けます。
(<https://ja-kyotocity.or.jp>)



ＪＡ京都市 本店

● ごあいさつ



平素はJA京都市をご愛顧賜りまして、誠にありがとうございます。
本年も財務状況・活動実績のご報告として、ディスクロージャー誌『JAレポート』を作成しました。本誌を通じて、当JAの経営内容についてご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。
さて、昨年度を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、インバウンド需要の消失、経済活動の自粛や移動の制限という形で、我が国に未曾有の経済停滞をもたらしました。金融機関においても甚大な影響を受けており大きな環境変化を余儀なくされています。

こうした前例のない事態の中で、都市部に位置する当JAは、自主・自立の協同組合組織として、組合員に必要な総合事業を営むことで、都市農業と地域住民が繋がる豊かな地域づくりに努めてまいりました。その一環として、野菜移動販売車を2台導入するなど、支部や地域で移動式即売会を開催できる体制づくりに取り組みました。また、即売会の案内や農家組合員の直売所情報をホームページで集約するとともに、SNSでの情報発信を充実することで、農産物の販路拡大や地域の方々への地元農産物をPRしてまいりました。

こうした取組みが実を結び、2020年度も着実に業績を積み上げることができました。これもひとえに、組合員はもとより地域の皆様のご協力、お引き立てによるものと心より感謝申し上げます。

先般の規制改革推進会議答申では、准組合員の事業利用について一律的な規制の導入は見送られました。自己改革に終わりはありません。2021年度も引き続き、JAが農家や地域のために何ができるのかを思案し、組合員の皆様からいただいたご意見・ご要望を真摯に受け止め、組合員や利用者の負託に応えていけるよう、更なる改革に邁進してまいります。

今後も、都市農業の振興と地域社会への貢献を最大の使命として、役職員が一丸となって取り組んでまいりますので、末永く変わらぬご愛顧、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

2021年7月

京都市農業協同組合
代表理事組合長 戸田秀司

◇ JA京都市の主なプロフィール

設立：1948年8月6日	本店所在地：京都市右京区西院西溝崎町24番地
貯金：2,455億40百万円	貸出金：616億79百万円
出資金：45億70百万円	自己資本比率：18.73%
総資産：2,778億38百万円	純資産：170億72百万円
組合員：21,194名	
役職員：役員41人、職員216人（3月末退職者派遣職員除く）	
施設数：16店舗、1出張所、1農機具センター、6コイン精米所	

※記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しており、そのため表中の合計が一致しないことがあります。また、表示単位未満の科目については「0」、期末に残高が無い勘定科目は「—」で表示をしています。



J A 京都市の自己改革

歴史ある地域社会との豊かな共生を ～農と食から～

当 J A の自己改革を推し進めるにあたり、「歴史ある地域社会との豊かな共生を～農と食から～」をテーマに、5つの柱を定め、以下の取組みを実践しています。

改革 その1 地域に根ざした都市農業の実践

◆ 組合員のための J A 京都市独自 G A P 実施に向けた取組強化

当該 G A P の普及により、安全で安定した農産物の生産支援や消費者への周知を通じ、農業者の所得向上に努めています。認証農産物は管内のファミリーマートで販売するとともに、パートナーシップ協定を締結した J A 東京あおば青壮年組織協議会と連携し、同 J A 直売所に特設ブースを設置するなど、消費者の認知度向上に取り組みました。

G A P 導入のメリット

- ◆ 農産物の安全性・品質向上
- ◆ 環境の保全
- ◆ 労働安全性の確保
- ◆ 経営改善・信頼確保



△基準適合シール

GAPとは？ 農業生産工程管理のこと。農業において食の安全性向上や環境保全、農作業中の事故防止などについて、事前にリスクとなる要因を検討し、農業の生産工程の管理や改善に取り組むべきポイントを整理して実践・管理すること。当 J A が独自で点検項目として定めたものが「J A 京都市版 G A P」です。

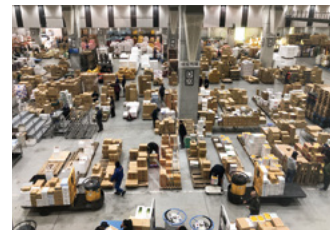


改革 その2 歴史的都市型園芸生産の更なる発展による農業所得の増大

◆ 京野菜の販売戦略の確立

◆ 上賀茂地区および上烏羽地区の野菜出荷

同地区特産物の販路拡大を目指し、全農京都府本部と連携した商流的流通を提案するとともに、物流コストの低減にも取り組みました。京都市場のほか、東京・大阪・福岡の市場にも出荷しており、管内農産物のブランド力向上に努めています。



◆ 京野菜の生産拡大

◆ 組合員への営農活動支援

コロナ禍における農業者への支援策として農水省が創設した「経営継続補助金」の支援機関として、ブロック別説明会の開催や経営計画の作成支援に取り組みました。併せて、同補助金を活用した省力化機械等の導入についても提案し、組合員の営農活動支援を図りました。



◆ 土壌環境の改善・生産コストの削減

農地の富栄養化に伴う作物の生育障害防止と、不足成分の分析を通じた合理的な施肥設計による収量確保を支援するため、土壌分析診断活動に取り組みました。また、肥料や農薬の共同購入を実施し、大量仕入による生産コストの削減にも努めています。



改革 その3 農作業の安全性の検証と労働環境の改善

◆ 生産者の健康・労働環境の改善

◆ 農業リスク診断の実施

TACと渉外担当者が連携し、農作業中の事故の未然防止や、安定した所得確保、健全な農業経営を目指した農業リスク診断を行い、傷害共済・農業者賠償責任保険・生活障害共済などの提案に取り組みました。

◆ 有害鳥獣の捕獲活動

管内の山間地域では、農産物への有害鳥獣被害が発生していることを受け、イノシシやニホンジカ等の捕獲活動に取り組みました。現在、管内4箇所に捕獲檻を設置し、被害の抑制に努めています。

◆ 農作業の安全性確保

重大な事故に繋がりがかねない乗用型農機の転倒など、生産者の視点から農作業中の事故を疑似体験できる体験VRを活用して、事故の未然防止や生産者の安全意識向上に取り組みました。



改革 その4 組合員と地域住民が農と食で繋がる豊かな地域づくり

◆ 食農教育事業の強化

地域に密着した金融機関として、独自性のあるくらしの活動を支店単位で積極的に展開しました。農業学習の支援や他地域の特産物販売などを通じて、農への理解醸成に努めています。

◆ 豊かな地域づくりの実践

3密を避けるため、品評会後の即売会を中止し、生産者より出品いただいた農産物は「特定非営利活動法人フードバンク京都」や「こども食堂」に寄付しました。例年と流通形態は異なりましたが、幅広い方々に管内農産物を周知する機会となり、新たなJAファンの創出に取り組んでいます。



改革 その5 未来に繋がるJAを目指した組織改革の実践

◆ 組合員の意見を反映した組織づくり

コロナ禍においても、組合員の要望を事業運営に反映するため、地区別総代懇談会をリモート形式で開催しました。初の試みとなりましたが、今後も組合組織の改善を目指します。

◆ 営農サービスの拡充と新たな店舗運営の展開

事務効率化と機能性の向上を図るため、「経営基盤強化に係る店舗再編計画」を設定しました。本店部署の再編を皮切りに、営業エリアや取扱事業の見直しなどを検討します。

◆ 「農と食」を担う人材の育成

「職員キャリアアップ制度」を柱に、業務の専門化に対応できる人づくりに努め、業務運営の更なる効率化を図ります。

◆ 未来に向けた健全経営の実践

各業務マニュアルの見直しなど、適切な内部統制の構築及び運用に努め、業務の健全性向上に取り組んでいます。





経営理念・経営方針

当ＪＡでは、以下の経営理念のもと、経営方針の実現に向け取り組んでおります。

◇ 経営理念

ふれあい、つながりを大切にし、
信頼の証である皆様との「絆」を深め、実りある未来を創造します

◇ 経営方針（2021年度）

1. 所得増大に寄与する都市農業の確立

都市農業の発展と、より一層京野菜ブランドを確立・浸透させるとともに、安全・安心な農産物の提供に寄与し、農家組合員の所得増大・生産拡大を目指します。また、これからも都市農業を支えていくため、担い手への出向く営農体制の強化に努めます。

2. 人材育成の強化

組織成長の源泉は「人」です。激変の時代にも強かに生き抜いていくには、柔軟な発想力に基づいた展開力が必要です。こうした資質向上を目的とした人材育成プランを構築し、組織力強化を目指します。

3. ＪＡ活動を支える組織基盤の拡大

組合員加入促進により、組織基盤の拡大・強化に取り組めます。併せて、くらしの活動に対応した主体的活動をＪＡの総合力を発揮して展開します。

4. 経営の健全性向上

健全経営を行うために大切なことは信頼感の提供です。この信頼を確保するためには、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢並びに内部統制整備の充実が不可欠です。これらの体制整備に努めるとともに高度化が進む会計制度にも対処し、経営の健全性向上に努めます。



経営管理体制

◇ 経営執行体制

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成する「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青壮年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農協法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。



事業の概況（2020年度）

損 益

信用事業では利用率奨励金利率の引下げによる減益、共済事業においても共済奨励金等が減収となりましたが、コロナ禍により事業の縮小やイベントの中止が相次いだことで、人件費をはじめとする事業管理費も全般的に圧縮傾向にあり、経常利益は4億50百万円となりました。一方、外部出資先である(株)農協観光の財務状況悪化に伴う評価損や醍醐支店を中心に減損損失99百万円を計上したものの、当期剰余金は2億73百万円になり、目的積立金取崩額や土地再評価差額金取崩額等を加算した結果、当期末処分剰余金は7億62百万円となりました。これをもとに、出資いただいている組合員の皆様や事業利用者に対して、配当金として94百万円を還元いたしました。

信 用

貯金部門では、J Aバンクアプリやネットバンク、メールオーダーなど、非対面チャネルの強化に取り組みました。「集める」取組みから「集まる」構造へと転換すべく、複合取引の拡充や利用者の家計メイン化を図りました。特に、年金受給口座の獲得では純増数を意識した取組みを展開したほか、支店独自の農業応援定期貯金をはじめとする貯金獲得集中推進施策を実施した結果、年度末残高は2,455億円となりました。

融資部門では、組合員や利用者の資金ニーズに応じるため、積極的な推進を図りました。農業経営資金では農業経営の安定化を支援すべく金利軽減のサポートを行い、実績を積み上げることができました。また、住宅ローンや小口ローンのキャンペーンを展開したほか、賃貸事業用施設建築資金においても資金需要を掘り起こした結果、年度末残高は617億円となりました。

共 済

共済事業では、自然災害時に十分な保障が得られるよう建物更生共済の新プランへの切替え推進を行うとともに、特定重度疾病共済の推進と、ひと保障の拡充に取り組みました。また、農業リスク診断の実施やVRを活用した農作業事故の疑似体験により、事故の未然防止とリスク軽減対策を講じられるよう組合員への注意喚起に努めました。更に、契約者の利便性向上と事務の一層の効率化を目的に、キャッシュレス決済や口座振替手続きを案内し、契約者サービスに、より一層注力できる体制整備に努めました。

営農経済

営農指導事業では、T A Cや営農指導員が担い手農家の圃場に出向き、育成支援を行うとともに、各種品評会や立毛共進会の審査補助に加わり、営農指導員の技能向上を図りました。農業者への支援策として創設された「経営継続補助金」の支援機関として、ブロック別説明会の開催や指導及び助言等を行った結果、全国平均を上回る採択率となりました。併せて、同補助金を活用した省力化機械の提案にも取り組みました。

購買事業では、取引メーカー等と連携した大量仕入による低コスト肥料の供給のほか、3密を避けた小規模な農機具展示会を開催するなど、農業者の所得増大に努めました。

また、新たに導入した野菜移動販売車を用いた移動式マルシェを開催し、管内農産物の販路拡大と地域住民に対する地域農業への理解醸成にも取り組みました。

そのほか、都市農地保全の一環として、特定生産緑地の集中受付を各支店等で全29回実施するとともに、登記簿謄本の代理請求等を通じて移行を推進した結果、2022年に指定から30年を迎える対象者の約8割の移行申請を完了できました。

出資金・自己資本

身近な経済機関として、地域住民の認知度向上に向けた「支店だより」の発行や各種SNSで積極的に情報を発信し、J Aファンづくりに努めました。新たな組合員資格基準に基づき、農業を支える地域住民に、より広くアプローチをすることで、第1・2号組合員は昨年度より167名の増員となりました。しかし、コロナ禍による京ペジFE S T Aの中止など、地域住民との交流促進を展開することが困難であったため、組合員数全体では昨年度より112名の減少、出資金は5百万円の減少となりました。

当J Aの健全性を示す自己資本比率は、内部留保の積増しを主とする自己資本の増加額を、貸出金の伸長や経過措置による不算入額の減少に伴う信用リスク・アセット額の増加額が上回ったため、昨年度から0.15ポイント減少し18.73%となりました。

◇ 業務の適正を確保するための体制

当ＪＡでは、組合員・利用者の皆様に安心してＪＡをご利用いただくために、以下の通り内部統制に関する基本方針を策定し、適切な内部統制の構築・運用に努めています。

「内部統制」とは、ＪＡが掲げる経営目標を達成するために、すべての役職員が守るべきルールや仕組みのことを指し、それらが適切に構築・運用されている必要があります。策定後も定期的に内容の適切性を見直し、より健全性の高い経営確保に努めてまいります。

内部統制に関する基本方針

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事、内部監査部署、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

<運用状況について>

組合の基本理念実践として、役職員の行動規範、研修会等を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めています。業務分掌を明確化することで、組織的かつ能率的な業務運営の体制を構築しています。理事会及び専門部会を定期的に開催するとともに、各店舗による自主検査の実施及び内部監査にてチェックを行うことにより、組合の諸規程及び法令等の遵守、職場の秩序・規律の維持向上に取り組んでいます。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。

<運用状況について>

「情報セキュリティ基本規程」及び「個人情報取扱規程」に基づき、職務上知り得た機密情報を適切に保存・管理しています。「役員の行為基準」に則った情報の取扱いを推進しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

<運用状況について>

「ＡＬＭ委員会」「コンプライアンス委員会」等を定期的に開催することで、損失の危険の発生に対する未然防止・早期発見をはかるとともに、理事会で定期的に協議・検討し、業務の適正性を継続的に管理しています。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

<運用状況について>

「職制規程」により、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化するとともに、常務理事については事業部門別の専任制をとることにより、効率的な職務執行を推進しています。また、中期経営計画及び事業計画を策定し、各設定目標に対する進捗状況を定期的に管理しています。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

<運用状況について>

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っています。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援しています。

6. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

<運用状況について>

経理規程類及びその他法令に基づき、適切な会計処理に精励しています。事業概況及び財務情報に関しまして、半期毎にJAレポート（ディスクロージャー誌）を作成するとともに窓口や組合HPで開示し、組合員や地域住民等を含めた第三者が閲覧可能な体制にしています。また、会計・財務に関する専門的な知識を有する人材の育成に努めています。



農業振興活動

当ＪＡは、農業者並びに地域住民の皆様が組合員となって、相互扶助を共通の理念として運営する協同組織であり、地域農業の活性化と地域社会への貢献に資する地域経済機関です。組合員や地域の皆様とともに、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

当ＪＡの資金は、大半が組合員や地域住民の皆様からお預かりした大切な財産を原資とし、資金を必要とされている組合員の皆様や地方公共団体などにご利用いただいています。また、各種金融機能やサービスのご提供だけでなく、地域社会の一員として農業はもちろん地域社会の発展に貢献できるよう努めています。

◇ 地域密着型金融への取組み

農業者等の経営支援に関する取組方針

当ＪＡは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を最も重要な役割のひとつとして位置付け、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本方針を定めています。中小企業金融円滑化法は2013年3月末に期限を迎えましたが、引き続きこれまでと同様に真摯かつ丁寧に対応いたします。また、新型コロナウイルス感染症により、皆様の資金繰りに重大な支障が生じてしまわないよう、既存債権の条件変更等を通じて柔軟に支援してまいります。

1. 当ＪＡは、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当ＪＡは、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当ＪＡは、お客様から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客様の経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当ＪＡは、お客様からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 中小企業者等金融円滑化法への対応
 - (1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
 - (2) 当ＪＡは、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、企業再生支援機構、事業再生ＡＤＲ等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当ＪＡは、お客様からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
 - (1) 組合長以下、関係役員、部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 「金融円滑化協議会」を設置し、金融円滑化の観点からの個別案件にかかる対応の適切性等に関することを協議します。
 - (3) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (4) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当ＪＡは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

金融円滑化法に基づく措置実施状況

(2021年3月31日現在 単位：千円)

	中小企業者		住宅資金借入者		新型コロナウイルス感染症	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
条件変更申込債権数	12	658,158	1	20,510	2	15,590
うち実行	11	596,158	—	—	2	15,590
うち謝絶	—	—	—	—	—	—
うち審査中	—	—	—	—	—	—
うち取下げ	1	62,000	1	20,510	—	—

農業者等の経営支援に関する取組み

当ＪＡでは、各種農業資金を提供するとともに、農業近代化資金や農業被害支援対策資金、再生可能エネルギー発電設備資金などの農業制度資金の取扱いを通じて、組合員の農業経営と生活をサポートしています。京都の食文化を守り、地域に安全・安心な農産物の提供や、担い手・後継者育成のための農業関係資金残高は2021年3月末で8億98百万円です。

地域貢献活動

◇ 社会貢献活動

当ＪＡは、協同組織として、地域社会における公共的使命を担っています。大災害や伝染病等の危機的状況に陥った場合、早期の業務再開に加え、罹災された地域の方々の救済が可能な計画や態勢づくりに向け、2013年度に事業継続計画（ＢＣＰ：Business Continuity Plan）を策定し、適宜見直しを重ねながら、万が一の態勢を整えています。

事業継続計画基本方針

1. 人命保護を最優先し、被害を最小化するよう努めます
2. 備蓄の確保や訓練を徹底し、事前の備えに努めます
3. 重要な業務を継続し、社会的責任を果たすよう努めます

2020年3月から本格化した新型コロナウイルス流行時には、拡大防止に向けた迅速な対応が求められました。世界中で未曾有の危機に直面し、刻一刻と事態が変化する情勢のなか、当ＪＡでは「新型コロナウイルス対策委員会」を発足させ、職員並びに利用者の安全を最優先とする具体的な方策を定めています。現在、ワクチン接種がはじまり沈静化しつつありますが、引き続き様々なりスクを想定し、事業継続に向けた迅速な対応を心がけてまいります。

◇ 地域貢献情報

地域からの資金調達状況

組合員をはじめ利用者皆様からお預かりした貯金の残高は、2,455億40百万円（うち定期積金の残高は35億71百万円）となっています。

資格別貯金残高の内訳は右の表のとおりです。

貯金の資格別残高（単位：百万円）

資 格	2021年3月末
組 合 員 等	218,792
そ の 他	26,748
合 計 (内、地域からの貯金)	245,540 (234,094)

地域への資金供給状況

組合員をはじめ利用者皆様への貸出金の残高は、616億79百万円となっています。

当ＪＡは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応しています。

資格別貸出金残高の内訳は右の表のとおりです。

貸出金の資格別残高（単位：百万円）

資 格	2021年3月末
組 合 員 等	55,023
そ の 他 (内、地方公共団体等)	6,656 (5,451)
合 計 (内、地域への貸出金)	61,679 (54,949)

リスク管理の状況

◇ リスク管理態勢

グローバル化の進展、金融業界の著しい進歩を背景に、金融機関をめぐる各種リスク（信用リスクや市場リスクなど）は、多様化・複雑化の度合いを増しています。また、金融機関が自己責任に基づいた経営を行い、経営の健全性を確保するためには、適切なリスク管理態勢を構築することが重要な課題となっています。

当ＪＡでは、金融機関としての健全性を維持しつつ、安定的な収益を確保していくには、こうした様々なリスクを十分把握し、適切な運営・管理を行う包括的なリスク管理態勢を構築することが不可欠であると考え、各種リスクに対しの確かつ迅速に対応できる内部管理態勢の確立に取り組んでいます。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

通常の貸出取引については、本店に総務部リスク管理課を設置し、各営業店舗と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等による償還能力など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。また、資産の健全性を維持・向上するため、自己査定を厳正に行っています。自己査定結果を踏まえ、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に取り組んでいます。不良債権については管理方針を設定及び実践し、案件毎に適切な対応を図ることで不良債権比率の圧縮に努めています。

金融再生法開示債権区分に基づく不良債権の状況

項 目	2019 年 度	2020 年 度
不 良 債 権	41,817千円	76,041千円
不 良 債 権 比 率	0.07%	0.12%

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利や為替等の様々な市場のリスク要因の変動により、損失を被るリスクをいいます。主に金利リスク（市場の金利変動や期間のミスマッチにより損失を被るリスク）や価格変動リスク（債券等の価格変動により資産価格が減少するリスク）などがあります。

当ＪＡでは、市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益化や財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。特に、余裕金運用については「余裕金運用にかかるリスク管理要領」で基本的な考え方や体制等を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催し、理事会で決定した運用方針に基づく余裕金運用の状況や市場リスクの分析結果等を協議しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金繰りリスク（予期しない資金の流出等により必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク）や市場流動性リスク（市場の混乱等により取引ができず、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク）をいいます。

当ＪＡでは、「余裕金運用にかかるリスク管理要領」を定め、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めるとともに、投資判断の際に商品毎に異なる換金性を把握したうえで、運用方針の策定時等に検討を行っています。また、信用事業での調達資金は無制限に他事業に運用してはならない（農協法施行令第30条）点にも配慮し、適正な運用及び調達に努めています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクのことをいいます。

当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務やシステム等に係る事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと位置づけています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程類を理事会等で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、事務ミスや事故、不正による間違いにより損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うための事務処理マニュアル類を整備するとともに、担当職員の研修会を定期的の実施し、厳正で的確な業務の執行と事務能力の向上を図っています。また、監事監査や監査室による無通告監査を通じて、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、事務事故の発生防止に取り組んでいます。事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査等により重点的なチェックを行い、再発防止に努めています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動等のシステム不備、あるいはシステムの不正使用により損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、「ＯＡシステム運用管理規程」を定め、システムの安定稼働並びに万一の災害・障害等に備えています。また、信用事業事務は、ＪＡＳＴＥＭセンターで一括管理され、系統組織の流れに沿ったシステムで運営されています。当ＪＡも系統ネットワークを構成する一員として、誤りのない適切な処理の徹底と迅速な対応を心掛けるとともに、オペレータカードや役席者カード等を厳格に管理し、システムの不正使用防止に取り組んでいます。

◇ コンプライアンス（法令等遵守）態勢

関係法令などの社会的規範を遵守することは組織にとって当然のことであり、特に金融機関はその担っている業務内容から常に信頼感が要求され、コンプライアンスの重要性も一般企業以上に高くなければなりません。当ＪＡでは、以下のコンプライアンス基本方針を掲げ、コンプライアンス態勢強化を最重要課題の一つと位置づけており、コンプライアンス・プログラムの策定と進捗管理を通じて、全役職員のコンプライアンス意識の向上に努めています。

これからも当ＪＡは、役職員全員に高い倫理観が醸成されるよう倫理教育を充実させるとともに、めまぐるしく変化する経営環境に対応したコンプライアンス態勢の強化に取り組んでまいります。

コンプライアンス基本方針

1. 当ＪＡは、ＪＡの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズにこたえる事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当ＪＡの役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って日常の業務を遂行する。
2. 当ＪＡは、創意と工夫を活かした質の高いサービスと組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
3. 当ＪＡは、関連する法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に基づき誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
4. 当ＪＡは、経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
5. 社会の秩序や安全性に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

また、コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事専務を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス責任者及び担当者を設置しています。そのほか、通常のコンプライアンス担当ラインとは別に全役職員が相談並びに通報できるヘルプライン窓口を設置し、法令違反等の不正行為に関するリスクを早期に発見し、不祥事の未然防止に努めています。

コンプライアンス委員会

当 J A のコンプライアンス全般にかかる企画・推進・進捗管理に関する検討・審議を行い、重要案件に対して対応方針を打ち出していく委員会。代表理事専務が委員長を務め、常務理事等が委員となっています。

コンプライアンス統括部署

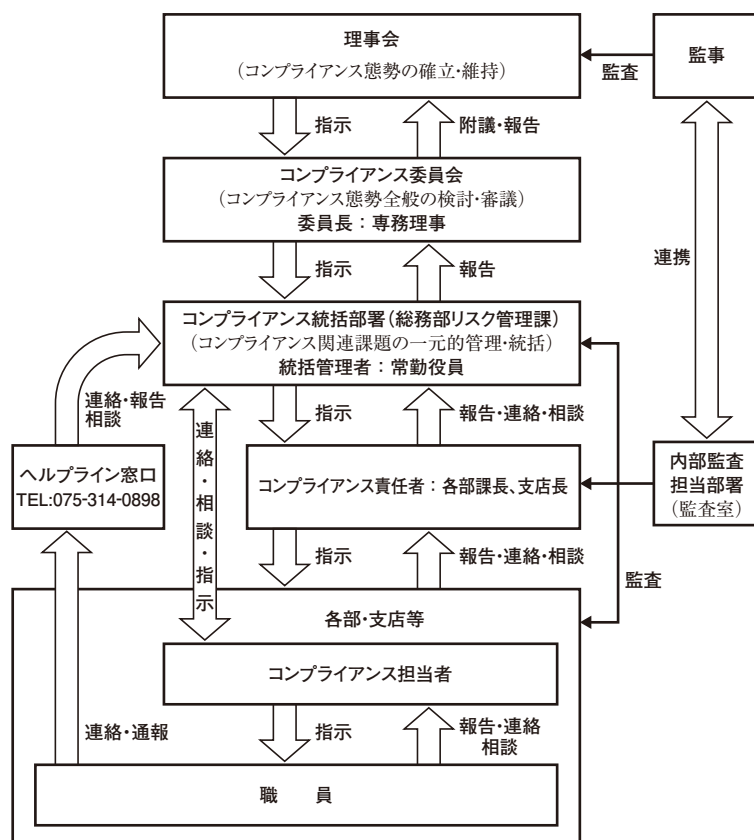
本店総務部が統括管理部署となります。総務部はコンプライアンスに関する企画・指導・支援を行うとともに、コンプライアンス委員会の事務局としてコンプライアンスに関連する情報の収集・管理などを担当しています。

コンプライアンス責任者

本店各部署の課長及び支店の支店長がコンプライアンス責任者となります。コンプライアンス責任者はコンプライアンスに関する全般的な管理責任を負うとともに、コンプライアンス担当者に対し必要に応じて、指導・助言を行う役割を担っています。

コンプライアンス担当者

本店各部署の課長補佐・心得及び支店の次長などがコンプライアンス担当者となります。コンプライアンス担当者はコンプライアンスの現場管理者として、法令や諸規範、就業規則等の遵守の日常点検、教育指導、本部への報告・相談等にあたり、コンプライアンスの徹底を図るとともに、問題がある場合はこれを是正し、対応策を講じていく役割を担っています。



■ コンプライアンス・マニュアルの制定

当 J A では、コンプライアンス態勢を有効に機能させるべく、2001年4月に「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全役職員に配布しました。

同マニュアルは、単に法令遵守にとどまらず、高い倫理観に基づいた行動規範と自己規律を謳い、その趣旨を踏まえた業務運営上の管理手順並びに役職員の行動原則を示しています。このマニュアルを活用するとともに様々な研修を通して、さらなる法令等遵守の徹底を図っています。

なお、同マニュアルは法改正などを踏まえ、適時改定・整備を行っており、今後も機に応じた法令等遵守態勢を確保し、その意識向上に努めてまいります。



◇ 金融 ADR 制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当 J A では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、J A バンク相談所や J A 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

まずは、当 J A の相談・苦情等受付窓口へお申し出ください。

電話番号：075-313-2051（本店 融資部）

075-754-6176（本店 営農経済部）

075-314-5631（本店 信用部・共済部・業務推進部）

075-314-0898（本店 総務部・監査室）

受付時間：9:00～17:00 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

② 紛争解決措置の内容

当 J A では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

信用事業

京都弁護士会紛争解決センター

電話番号：075-231-2378

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

東京弁護士会紛争解決センター

電話番号：03-3581-0031

受付時間：9:30～12:00、13:00～15:00 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

第一東京弁護士会仲裁センター

電話番号：03-3595-8588

受付時間：10:00～12:00、13:00～16:00 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

第二東京弁護士会仲裁センター

電話番号：03-3581-2249

受付時間：9:30～12:00、13:00～17:00 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

兵庫県弁護士会紛争解決センター

電話番号：078-341-8227

受付時間：10:00～17:00 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

詳しくは弁護士会にお尋ねください。

公益社団法人民間総合調停センター

J A バンク相談所を通じてのご利用となります。

上記弁護士会の利用に際しては、当 J A の相談・苦情等受付窓口または次頁の一般社団法人 J A バンク相談所にお申し出ください。

なお、京都弁護士会・東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会・兵庫県弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立て頂くことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

① 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

② 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は一般社団法人 J A バンク相談所または東京三弁護士会仲裁センターにお問い合わせください。

また、弁護士会以外の他の機関でも紛争解決のお申し出を受け付けておりますので、当 J A の相談・苦情等受付窓口にご相談下さい。

一般社団法人 J A バンク相談所

電話番号：03-6837-1359

受付時間：9:00～17:00 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

共済事業

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

電話番号：03-5368-5757

受付時間：9:00～17:00 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

ホームページ：<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

※自動車事故の賠償にかかわるものは、お取り扱いしていません。

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

電話番号：0120-159-700

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・年末年始除く）

ホームページ：<http://www.jibai-adr.or.jp/>

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

電話番号：075-231-2378（京都支部）

受付時間：9:30～12:00、13:00～15:30 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日除く）

ホームページ：<https://n-tacc.or.jp/>

公益財団法人 交通事故紛争処理センター

電話番号：06-6227-0277（大阪支部）

ホームページ：<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

電話番号：03-3580-9841

ホームページ：<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

J A 共済相談受付センターでは、相談・苦情等のほか、J A 共済全般に関するお問い合わせも電話で受け付けています。

J A 共済相談受付センター（J A 共済連 全国本部）

電話番号：0120-536-093

受付時間：9:00～18:00 月曜日～金曜日

9:00～17:00 土曜日（日曜・祝日・年末年始を除く）

◇ **内部監査体制**

当 J A では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告・助言などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は当 J A の本店・支店のすべてを対象とし、年度内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップしています。監査結果の概要は定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇ 金融商品の勧誘方針

「消費者契約法」や「金融商品の販売等に関する法律」を踏まえ、当ＪＡでは関係書式の適正化に努め、この法律の本旨である『お客様の側に立った適切かつ誠実で公正な勧誘』の姿勢をさらに明確にしています。当ＪＡでは、以下の通り「金融商品の勧誘方針」を制定し、お客様に対する的確な商品内容の説明や適正な勧誘等、金融機関に求められる義務の周知・徹底を図っています。

当ＪＡは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様に対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力への対応に関する基本方針

当ＪＡは、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、2007年6月19日開催の犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

1. 運営等

当ＪＡは、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当ＪＡの特性に応じた態勢を整備します。また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

2. マネー・ローンダリング等の防止

当ＪＡは、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

3. 反社会的勢力等との決別

当ＪＡは、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

4. 組織的な対応

当ＪＡは、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

5. 外部専門機関との連携

当ＪＡは、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇ 個人情報保護方針

当 J A は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当 J A は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第 2 条第 1 項、第 2 項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当 J A は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第 2 条第 8 項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当 J A は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当 J A は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当 J A は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第 2 条第 6 項が規定する、個人情報データベース等(保護法第 2 条第 4 項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当 J A は、匿名加工情報(保護法第 2 条第 9 項)の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当 J A は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当 J A は、番号利用法 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当 J A は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当 J A は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、保護法第 2 条第 7 項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当 J A は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当 J A は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇ 情報セキュリティ基本方針

当 J A は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが、当 J A の事業活動の基本であり、社会的責務であると認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当 J A は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当 J A は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的(組織的)・物理的・技術的の安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当 J A は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当 J A は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当 J A は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

● 自己資本の充実の状況

◇ 自己資本比率の状況

自己資本比率は、金融機関の健全性や安全性を示す客観的な基準です。当該比率は、当ＪＡを含む国内業務を行う金融機関において最低４％以上でなければならず、未達成であれば金融業務の制約等厳しい行政処分を受けることになります。また、系統金融機関で構成するＪＡバンクの自主ルールでは、当該比率を８％以上と定め、ＪＡバンクとしての健全性確保を要請しています。

加えて、2013年度より新たなバーゼル規制が導入されました。この規制は「バーゼルⅢ」と呼ばれ、前規制のバーゼルⅡと比較して、自己資本額の考え方の基礎となる基準が大幅に変更されました。具体的には、コア資本という概念が導入されたことや、その他有価証券評価損や土地再評価差額金が資本不算入となったことが挙げられます。これら規制強化の背景には、2008年から2009年にかけて発生したリーマンショックを発端とする世界的金融危機があります。仮に金融機関が経営危機に陥った場合でも、十分な自己資本を蓄えていれば損失を補填し危機を回避できたことから、バーゼルⅢによる規制強化が実施される運びとなりました。規制強化の柱は、資本の質と量の見直しであり、自己資本比率をより厳格に算出することが求められています。さらに、前規制からの円滑な移行確保の観点から設けられた経過措置により、算出基準が段階的に引き下げられ、当ＪＡでは2023年度に移行が完了する見通しです。

さて、2020年度の概要ですが、前年度に比べ分子にあたる自己資本の額が１億61百万円増加し、分母にあたるリスク・アセットの額の合計額が14億99百万円増加しました。分母の主な増加要因として、賃貸事業用施設建築資金の伸長や経過措置による不算入額の減少によるものです。その結果、自己資本比率は18.73%となりました。昨年度と比較して、0.15ポイントの減少となりましたが、新ＢＩＳ方式の最低基準４％及びＪＡバンク自主ルール８％を大きく上回っており、依然として安定性の高い財務構成を維持しています。今後とも健全経営に徹し、自己資本比率の向上に努めてまいります。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の皆様の普通出資のほか、利益準備金等の内部留保によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容	
	2019 年 度	2020 年 度
発 行 主 体	京都市農業協同組合	京都市農業協同組合
資 本 調 達 の 手 段	普通出資	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	4,575,093千円	4,569,842千円
配 当 率	0.8%	0.8%

また、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積増しにより自己資本の充実に努めています。

主な事業内容

J Aでは、皆様の日常生活に欠かせない信用、共済、営農経済事業などを総合的に展開しています。相互扶助を基本に活動していますので、一般の営利企業とは本質的に異なり、組合員や地域住民の生活向上に努めています。以下に、主な事業概要についてご案内致します。

信用事業

信用事業は、貯金・融資・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。J A、信連（信用農業協同組合連合会）、農林中央金庫は三者一体となって「J Aバンクシステム」を構築し、実質的に1つの金融機関として機能することにより、良質で高度な金融サービスの提供に取り組んでいます。

貯 金

組合員はもちろん、地域の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。

普通貯金・当座貯金・定期貯金・定期積金・総合口座などの各種貯金をお取り扱いしています。

種 類		特 色	お預入期間	お預入金額
総合口座	普 通 貯 金	家計のメイン口座として1冊の通帳で、お給料や公的年金等の自動受取、公共料金等の自動支払、各種定期貯金のお預け入れ、必要なときには自動借入もできる万能口座です。なお、お借入限度額は預入定期貯金の90%で最高200万円です。	出し入れ自由	1 円 以上
	スーパー定期貯金 期日指定定期貯金 変動金利定期貯金		自動継続	
普 通 貯 金		自由に出し入れができ、各種サービスがご利用頂けます。貯金保険制度により全額保護される「無利息型」もあります。	出し入れ自由	1 円 以上
当 座 貯 金		小切手・手形での決済ができ、企業や商店の資金管理に最適です。貯金保険制度により全額保護されます。		
新 貯 蓄 貯 金		5つの基準残高に応じて、金利が段階的に高くなる貯金です。毎日の最終残高が基準残高以上となった期間は、適用金利が変わります。		
成年後見支援貯金		成年被後見人の日常的に使用しない金銭をお預け入れいただく貯金です。口座開設時等に、家庭裁判所の指示書が必要です。		
納 税 準 備 貯 金		納税資金の準備のための貯金です。利息は非課税です。	お引き出し時は納税時	
通 知 貯 金		短期運用に好適な貯金です。なお、払戻し2日前までにご通知頂きます。	7 日 以上	5 万 円 以上
定期貯金	スーパー定期貯金	市場金利を反映した高利回りの定期貯金です。 3・4・5年（個人のみ）ものは半年複利で、さらに有利です。	1 ヶ 月 以上 5 年 以内	1 円 以上
	期日指定定期貯金	1年の据置期間後なら、ご自由に満期日の指定ができるほか、一部支払いの取扱もできます。	最長 3 年 据置期間 1 年	1 円 以上 300万円未満
	変動金利定期貯金	市場実勢を反映して、6ヶ月毎に金利が変動する自由金利型の商品です。	1 年 以上 3 年 以内	1 円 以上
	大口定期貯金	市場金利を反映し、大口資金の運用に最適な高利回りの定期貯金です。	1 ヶ 月 以上 5 年 以内	1,000万円以上

種 類		特 色	お預入期間	お預入金額
定期貯金	積立式	エンドレス型	期間を定めずマイペースで積み立て、将来に備えてまとまった資金を貯金できます。	1円以上
		満期型	目標日に合わせて、必要な資金を貯えるのに便利な定期貯金です。	
		年金型	積み立てた資金を定期的（年1回、年2回、年4回）にお受け取りができる年金タイプの定期貯金です。	
財形貯金	一般財形貯金		勤労者の生活設計のために給与・賞与から天引きし、計画的にお預け頂く貯金です。1年を経過しますと一部払出しが可能です。	1円以上
	財形年金貯金 財形住宅貯金		勤労者が退職後の豊かな生活を送るための財産づくりができる財形年金貯金と、住宅の取得・増改築のための資金を積み立てることを目的とした財形住宅貯金があります。財形年金貯金と財形住宅貯金を合算して、550万円までの非課税貯蓄の特典を利用できる有利な貯金です。	
定期積金	定 額 式		ライフプランに合わせて毎月一定額を掛込む積金です。掛込期間は自由です。	1,000円以上
	目 標 式		最初に目標額を定めて毎月一定額を掛込む積金です。掛込期間は自由です。	

各種金融機関サービス手数料

項 目		単 価	手 数 料 金 額		
手形用紙交付手数料		1 冊 当 り （ 2 5 枚 ）	1, 1 0 0 円		
小切手用紙交付手数料		1 冊 当 り （ 5 0 枚 ）	1, 1 0 0 円		
自己宛小切手発行手数料		1 通 当 り	5 5 0 円		
署名判印刷サービス登録手数料		登 録 ・ 変 更 時	5, 5 0 0 円		
通帳・証書再発行手数料		1 冊 又 は 1 通 当 り	1, 1 0 0 円		
残高証明等各種証明書発行手数料		3 ヲ月以内・1 通 当 り	2 2 0 円		
		3 ヲ月超 ・ 1 通 当 り	5 5 0 円		
取引推移証明書・取引明細書発行手数料 ※実費金額（電算センターへの照会手数料）を加算します。		3 ヲ月以内・1 通 当 り	実 費 ＋ 2 2 0 円		
		3 ヲ月超 ・ 1 通 当 り	実 費 ＋ 5 5 0 円		
個人情報開示手数料		1 通 当 り	1, 1 0 0 円		
I C キャッシュカード再発行・更改手数料 （「J A カード一体型」を含む）		1 枚 当 り	1, 1 0 0 円		
国債・証券口座管理料		1 口 座 1 ヲ月	1 1 0 円		
円貨両替手数料（窓口扱い） ※ 組合員の方は500枚まで無料です。 ※ 実質的に両替となる取引を含みます。 ※ 無料は1日1回限りです。	口	な し	5 0 0 枚 まで	5 5 0 円	
			5 0 1 枚 から 5 0 0 枚 毎 に	+ 5 5 0 円	
	座	あ り		1 0 枚 まで	無 料
				1 1 ～ 4 9 枚 まで	3 3 0 円
				5 0 ～ 5 0 0 枚 まで	5 5 0 円
			5 0 1 枚 から 5 0 0 枚 毎 に	+ 5 5 0 円	

融 資

組合員への融資をはじめ、地域の皆様の暮らしや農業者・事業主の皆様の事業に必要な資金をご融資しています。また、住宅金融支援機構・㈱日本政策金融公庫などの融資申込みのお取り次ぎもしています。

種 類	特 色	ご融資金額	ご融資期間
営 農 資 金	農業経営の合理化、その他農業経営に必要な資金にご利用頂けます。	理事会決議 限度額以内	20年以内
農 業 経 営 資 金	農地の購入等農業経営に必要な資金にご利用頂けます。他金融機関からの借換も可能です。	5,000万円以内	20年以内
新 規 就 農 応 援 資 金	新規就農者の方を対象に、農業経営にかかる設備・運転資金としてご利用頂けます。	1,000万円以内	12年以内
農業被害支援対策資金	自然災害などにより農業被害を受けたときの経営再建資金としてご利用頂けます。	200万円以内 500万円以内	3 年以内
再生可能エネルギー 発 電 設 備 資 金	農業生産に係る資産を活用して行う再生可能エネルギー事業資金としてご利用頂けます。	3,000万円以内 5,000万円以内	7 年もしくは 17年以内
住 宅 ロ ー ン	マイホーム資金としてご利用頂けます。	1 億円以内	40年以内
リ フ ォ ー ム ロ ー ン	マイホームの増改築・改装・補修等幅広くご利用頂けます。	1,000万円以内	15年以内
賃 貸 住 宅 ロ ー ン	共同住宅・店舗付共同住宅等の建設・改修資金にご利用頂けます。	4 億円以内	30年以内
資 産 活 用 ロ ー ン	貸店舗、貸事務所、貸倉庫、貸駐車場等の建設・造成改修にご利用頂けます。	4 億円以内	30年以内
賃貸リフォームローン	共同住宅等の改装・補修等にご利用頂けます。	500万円以内	10年以内
一 般 資 金	農業経営、農地取得、事業資金など様々な資金にご利用頂けます。	10億円以内	35年以内
マ イ カ ー ロ ー ン	マイカー、オートバイの購入資金や車検・点検費用等の資金としてご利用頂けます。	1,000万円以内	10年以内
教 育 ロ ー ン	入学金や授業料等学校への納入資金にご利用頂けます。	1,000万円以内	15年以内
福 祉 ロ ー ン (多 目 的 型)	介護機器の購入等の資金にご利用頂けます。	500万円以内	10年以内
福 祉 ロ ー ン (リフォーム一般型)	介護を伴う既存住宅の増改築資金にご利用頂けます。	1,000万円以内	15年以内
多 目 的 ロ ー ン フ リ ー ロ ー ン	トラベル・ブライダル等必要な生活資金にご利用頂けます。	500万円以内	10年以内
相 続 税 納 税 資 金	相続税納税資金としてご利用頂けます。	2 億円以内	20年以内
J A カ ー ド ロ ー ン	約定返済型ローンとして、ご融資限度額の範囲内で幅広くご利用頂けます。	500万円以内	20歳以上70歳未満
受 託 貸 付 金	住宅資金、進学資金にご利用頂くため、住宅金融支援機構、㈱日本政策金融公庫等の各種制度資金のお取次ぎをしています。		

(注) 保証会社によって条件が異なるため、ご融資金額並びに期間は最大値を記載しています。

融資関連手数料

項 目			手 数 料 金 額
貸付金繰上償還手数料 ※貸付期間 1 年以上の長期分割弁済 債権の繰上償還に限ります。	一部繰上償還		1 回 当 り
	全額繰上償還	借入後 3 年以内	〃
		〃 5 年以内	〃
		〃 7 年以内	〃
		〃 7 年超	〃
貸付条件変更・金利軽減手数料			〃
貸付実行事務手数料（住宅ローンのみ）			〃
固定金利選択型住宅ローン 手数料	固定金利から固定金利を選択するとき		5,500円
	変動金利から固定金利を選択するとき		5,500円
固定金利選択型住宅ローン 繰上償還手数料	固定金利特約期間中の	一部繰上償還	22,000円
		全額繰上償還	33,000円

為 替

全国のJ・A・信連・農林中央金庫の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替ネットワークで結び、当J・Aの窓口を通して全国どの金融機関へでも安全・確実・迅速に振込や送金ができる内国為替をお取り扱いしています。

為替手数料

「※印」：組合員（ご本人）は、手数料220円を軽減します。

種 別			区 分	同一店舗宛	当J A 本支店宛	系 統 機 関		他金融機関
送 金 手 数 料			1 件につき	—	2 2 0 円	4 4 0 円		6 6 0 円
振 込 手 数 料	窓 口 振 込	電 信 扱 い	3 万円未満	無 料	無 料	府 内	2 2 0 円	※ 6 6 0 円
			3 万円以上			2 2 0 円 組合員は無料	2 2 0 円 組合員は無料	
		文 書 扱 い	3 万円未満	—	無 料	府 内	2 2 0 円	4 4 0 円
			3 万円以上			2 2 0 円 組合員は無料	府 外	
	定 時 定 額 自 動 振 込	3 万円未満	無 料	無 料	2 2 0 円		4 4 0 円	
		3 万円以上			4 4 0 円		6 6 0 円	
	イ ン タ ー ネ ッ ト バ ン キ ン グ 法 人	個 人			3 万円未満	1 1 0 円		3 3 0 円
					3 万円以上	2 2 0 円		5 5 0 円
		振 込 手 数 料 (1 件につき)			3 万円未満	1 1 0 円		3 3 0 円
					3 万円以上	2 2 0 円		5 5 0 円
総 合 振 込 手 数 料 (1 件につき)					3 万円未満	1 1 0 円		3 3 0 円
					3 万円以上	2 2 0 円		5 5 0 円
給 与 ・ 賞 与 振 込 手 数 料 (1 件につき)					3 万円未満	無 料		3 3 0 円
					3 万円以上			5 5 0 円
代 金 取 立 手 数 料			普 通 扱 い	6 6 0 円		6 6 0 円		
			至 急 扱 い	8 8 0 円		8 8 0 円		
給 与 振 込 手 数 料			1 件につき	無 料	無 料	無 料		1 1 0 円

（注）視覚障がいまたはその他の障がいのため、ATMの振込が困難な利用者を対象に、窓口受付時の振込手数料について、ATMの手数料と同額といたします。

種 別		手 数 料 等	
そ の 他 の 諸 手 数 料		・送金・振込の組戻料 1件 660円 ・取立手形組戻料 1通 660円 ・不渡手形返却料 1通 660円 ・取立手形店頭提示料 1通 660円 但し、660円を超える取立経費を要する場合は、その実費を加算します。	
インターネット バンキング 利用手数料	個人	無 料	
	法人	基本サービス（照会、振替・振込）	月額 1,100円
		基本サービス+データ伝送サービス （総合振込・給与賞与振込、口座振替）	月額 3,300円

その他の業務・サービス

当JAでは、オンラインシステムを利用して、各種自動受取りや自動支払いのほか、給与振込サービス・口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

また、他の金融機関等（三菱UFJ銀行・ゆうちょ銀行・セブン銀行・イーネット・ローソン銀行）のATMと提携し、業界でトップクラスの手数料が無料なキャッシュサービス網を構築しています。その他にも、パソコン等から残高照会や振込ができるJAネットバンクや、スマートフォンで残高や入出金明細を簡単に照会できるJAバンクアプリ、ライフスタイルに合わせてお選び頂けるJAカードもお取り扱いしています。

各種サービス

種 類	特 色
自 動 支 払	月々の公共料金やクレジットご利用代金などを口座より自動的にお支払します。
Pay-easy口座振替サービス	一部口座振替の受付がキャッシュカードで行えるサービスです。お届け印の押印は不要です。
給 料 ・ 年 金 振 込	毎月の給料や各種年金が、簡単な手続きでお受取日に直接口座に振り込まれます。
キャッシュサービス	JAのキャッシュカードは全国のJAのほか、銀行、信用金庫、コンビニエンスストアのATMでご利用頂けます。また、偽造が困難なICチップを搭載し、より安全性の高いICキャッシュカードをお取り扱いしております。
デビットカードサービス	JAのキャッシュカードはカードだけでお買物ができるデビットカード(J-Debit)にも対応し、代金は即時指定口座から引き落とされます。
J A カ ー ド	日本国内はもちろん、世界中のN I C O S ・ V I S Aカード系列の加盟店でご利用頂けます。キャッシュカード機能が付いたJAカード[一体型]ならショッピングはもちろん、急なご入り用の際にも1枚で対応できます。
J A ネ ッ ト バ ン ク	パソコン・携帯電話でお取り引きできます。残高照会や振込のお手続きなど、お気軽にご利用頂けます。セキュリティ対策も万全です。
J A ネ ッ ト ロ ー ン	インターネットにより24時間365日マイカーローン、教育ローン、リフォームローン、多目的ローン、フリーローン、カードローンの仮申込みが行えます。
JAバンクメールオーダーシステム	インターネットによりお取引のない個人のお客様が普通貯金や総合口座の開設をお申込みできるサービスです。また、住所変更のお申込みも行えます。

その他の取扱い

種 類	特 色
i D e C o (個人型確定拠出年金)	20歳以上60歳未満の方が加入できる私的年金制度です。月額5,000円から始められる長期積立で、税制優遇もあり、将来受け取るご自身の年金を増やすことを目指す仕組みです。
個人向け国債の窓口販売	個人向け国債には、3年固定金利型・5年固定金利型・10年変動金利型の3種類があり、いずれも1万円単位からご購入頂けます。

ATMご利用手数料

◇当J AのATMをご利用の場合

利 用 時 間			J A	J Fマリン バンク	三菱UFJ 銀行	提携金融機関	ゆうちょ銀行	キャッシング
平 日	8:00～18:00	出 金	無 料	無 料		1 1 0円		無 料
		入 金		取引対象外				
		残高照会		無 料				
	18:00～21:00	出 金		無 料	1 1 0円	2 2 0円		1 1 0円
		入 金		取引対象外				
		残高照会		無 料				
土 曜 日	8:00～14:00	出 金		無 料	1 1 0円		無 料	
		入 金		取引対象外				
		残高照会		無 料				
	14:00～21:00	出 金		無 料	1 1 0円	2 2 0円		1 1 0円
		入 金		取引対象外				
		残高照会		無 料				
日・祝 日	8:00～21:00	出 金		無 料	1 1 0円	2 2 0円		1 1 0円
		入 金		取引対象外				
		残高照会		無 料				

(注) 年末年始は手数料が変更となる場合があります。

◇当J Aのキャッシュカードをご利用の場合

利用時間 利用 A T M		イーネット ローソン銀行 セブン銀行	三菱 U F J 銀行	ゆうちょ銀行
		出金・入金	出 金	出金・入金
平 日	8:00～ 8:45	1 1 0 円	1 1 0 円	1 1 0 円
	8:45～18:00	無 料	無 料	無 料
	18:00～21:00	1 1 0 円	1 1 0 円	1 1 0 円
土曜日	8:00～ 9:00	1 1 0 円	1 1 0 円	1 1 0 円
	9:00～14:00	無 料		
	14:00～21:00	1 1 0 円		
日・祝日	8:00～21:00	1 1 0 円	1 1 0 円	1 1 0 円
年 末 (12月31日)	8:00～21:00	1 1 0 円	1 1 0 円	平日 無 料
				土日祝 1 1 0 円

(注) 残高照会は無料です。

◇当 J A の A T M を利用して振込取引を行う場合

種 別			区 分	同一店舗宛	当 J A 本支店宛	他 J A 宛	他金融機関宛
現 金 扱 い			3 万円未満	無 料	無 料	1 1 0 円	3 3 0 円
			3 万円以上		1 1 0 円	3 3 0 円	5 5 0 円
キ ャ ッ シ ュ カ ー ド 扱 い	J A	京 都 府 内 J A	3 万円未満		無 料	1 1 0 円	3 3 0 円
			3 万円以上		1 1 0 円	3 3 0 円	5 5 0 円
		他 府 県 J A	3 万円未満		無 料	1 1 0 円	3 3 0 円
			3 万円以上		1 1 0 円	3 3 0 円	5 5 0 円
	J F マ リ ン バ ン ク		3 万円未満		無 料	1 1 0 円	3 3 0 円
			3 万円以上		1 1 0 円	3 3 0 円	5 5 0 円
	他 行		3 万円未満		無 料	1 1 0 円	3 3 0 円
			3 万円以上		1 1 0 円	3 3 0 円	5 5 0 円

(注) 他行カード (J A ・ J F マリンバンクカードを除く) を利用して振込取引を行う場合は、上記振込手数料に加えて、下記の振込支払手数料がかかります。

【通常日】

利用カード		三菱UFJ 銀行	提携金融機関
利用時間			
平 日	8:00~18:00	1 1 0 円	
	18:00~21:00	2 2 0 円	
土曜日	8:00~14:00	1 1 0 円	
	14:00~21:00	2 2 0 円	
日・祝日		2 2 0 円	

【年末・年始 (12月31日、1月1・2日)】

利用カード		三菱UFJ 銀行	提携金融機関
利用時間			
年 末	平日・8:00~14:00	1 1 0 円	
	土曜日・14:00~21:00	2 2 0 円	
	日・祝日・8:00~21:00	2 2 0 円	
年 始		8:00~21:00	2 2 0 円

J A データ伝送 (AnserDATAPORT 方式) サービス利用手数料

◇月額利用料

種 別	手数料	月次取扱見込 件数 (※)
基本サービス (通知サービス利用なし)	5,500円	
基本サービス + 通知サービス (通知サービス利用あり) 固定	11,000円	1,000件未満の場合
	22,000円	1,000件以上の場合
	33,000円	4,000件以上の場合
	44,000円	8,000件以上の場合

(※) 振込入金通知と入金金明細通知の発生件数

◇振込・口座振替手数料

種 別	区 分	同 一 店舗宛	当 J A 本支店宛	系統 機関	他金融 機関
振込 手数料	3 万円未満	無 料	110円	110円	330円
	3 万円以上	無 料	220円	220円	550円
総合振込 手数料	3 万円未満	無 料	110円	110円	330円
	3 万円以上	無 料	220円	220円	550円
給与・賞与 振込手数料	3 万円未満	無 料	無 料	無 料	330円
	3 万円以上	無 料	無 料	無 料	550円
口座振替手数料		110円	110円		

共済事業

共済事業は、病気や不慮の災害、交通事故などの万一に備え、「ひと・いえ・くるま」の総合保障で毎日の生活を大きくサポートしています。

J A 共済とは

J A 共済では「相互扶助」の事業理念のもと、利用者の生活を取り巻く様々なリスクに対して、不測の事故が発生した場合に生じる経済的な損失を補い、共に助け合うことで皆様に「安心」と「信頼」をお届けしています。また、「ひと・いえ・くるま」の総合保障により、幅広い個々のニーズにマッチした保障をご提案しています。なお、通常の予測を超えたリスクに対するソルベンシーマージン比率は、2021年3月末現在で1,276.9%であり、十分な支払余力を備えています。

◆ ひ と

「人」を対象とする生命共済は、被共済者（ご加入者）が万一、病気やケガにより、入院・死亡した場合にご加入者やその遺族の生活を保障する共済です。また、がんや身体の障害等による収入減少のほか、介護のリスクや老後の生活資金等、生存保障の充実に力を入れています。

◆ い え

火災・自然災害などによる建物や家財・家具への損害を保障する共済です。J Aの建物更生共済は、台風や地震等の自然災害や火災等の様々なリスクに対応し、幅広い保障でしっかり守ります。

◆ くるま

J Aの自動車共済は、自動車事故による相手への賠償はもちろん、ご自身・ご家族のケガ、お車の修理に備える共済です。確かな保障や充実したサービスにより、自動車事故の様々なリスクにお応えしています。

長期共済

種 類	特 色
終 身 共 済	一生涯にわたり、万一のときや第一級後遺障害・重度要介護状態になった場合に、一時金をお受け取り頂ける共済で、ご葬儀費用や残された大切なご家族の生活を守ることができます。事前に死亡共済金受取人を指定できるため、相続税納税資金の準備としても有効です。また、一時資金を活用して将来の安心を増やせる一時払型、生前贈与の機能を追加した生存給付特則付一時払型、持病があっても簡単な告知で加入できる引受緩和型もあります。
医 療 共 済	病気やケガによる日帰り入院から、まとまった一時金がお受け取り頂けるので、入院費用の備えはもちろん、通院・在宅医療などにも活用できます。また、新型コロナウイルス感染症によって入院した場合も支払い対象となります。手術・放射線治療や入院時諸費用など、ライフプランに合わせた保障内容を選択でき、先進医療保障を付加することで公的医療保険の対象とならない高度で高額な治療にも対応できます。病歴がある方や通院中の方であっても、簡単な告知で加入できる引受緩和型もあります。
養 老 生 命 共 済	万一のときへの備えと満期共済金による計画的な貯蓄を両立できる共済です。
こ ど も 共 済	教育資金を計画的に準備できる共済で、共済契約者（親族）が万一のときはその後の掛金はいただきません。養育年金をお受け取り頂けるプランもあります。
が ん 共 済	がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障する共済です。上皮内がんや脳腫瘍も対象としています。
介 護 共 済	介護の不安が高まる高齢期にも対応した一生涯の共済です。公的介護保険制度（要介護2以上）やJ A共済独自基準により幅広い要介護状態に対応しています。
生 活 障 害 共 済	病気やケガにより身体に障がいが残ったときの収入減少等に備えられる保障です。公的な身体障害者手帳制度と連動し、幅広い身体障害状態に対応しています。
特 定 重 度 疾 病 共 済	三大疾病をはじめとする身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。一時金でお受け取り頂けるので、薬剤・通院・リハビリ等の継続的な治療にかかる様々な経済的負担に備えることができます。
予 定 利 率 変 動 型 年 金 共 済	老後の生活資金準備のための共済です。ご契約後6年目以降、その時の経済状況等に合わせ予定利率を毎年見直しますので年金額のアップが期待でき、最低保障予定利率も設定されていますので安心です。
定 期 生 命 共 済	万一のときを手頃な共済掛金で保障する共済です。ライフプランに合わせて必要な期間が選べます。
建 物 更 生 共 済	火災はもちろん、台風や地震など自然災害による損害も幅広く保障します。また掛け捨てではなく、満期共済金を一括又は分割でお受け取りでき、リフォームや家財の買い替えにもご活用頂けます。

短期共済

種 類	特 色
火 災 共 済	火災等の、もしもの災害に備えて住まいや家財を保障します。また、落雷や盗難による損傷のほか、給排水設備に生じた水濡れ損傷等にも幅広く保障します。
自 動 車 共 済	相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障等、万一の自動車事故を幅広く保障します。自賠責共済とセットで加入されますと割引があります。
自 賠 責 共 済	法律ですべての自動車（二輪・原付を含みます）に加入が義務づけられています。ハンドルを握る人には欠かせない共済です。
傷 害 共 済	事故・災害による万一のときや日常生活におけるケガまで幅広く保障します。

※25ページと上記の長期・短期共済の表で「万一のとき」とは、死亡、第1級後遺障害の状態または所定の重度要介護状態に該当したときをいいます。

営農経済事業

営農・生活指導

農作物の栽培や農薬の安全使用など、安全で安心な生産活動の支援を通じて、都市農業の振興を図るとともに、耕うん作業の受託業務を通じ、都市農地の保全活動を行っています。また、TAC活動の展開による農業後継者や担い手農家の育成支援に努めるほか、農業者の所得向上に向けた独自GAPの浸透により、京野菜のブランド力強化に取り組んでいます。

さらに、女性部の生活文化活動を通して、魅力ある組織活動の充実や、くらしの活動推進課を中心にJAと組合員・組合員家族、地域住民との結びつきを強化し、地域住民のくらしと共存するJAを目指します。

また、組合員への教育広報活動として、広報誌「いっぷく」を年6回発行しています。

購 買

農家組合員をはじめ地域の皆様に欠かせない生産資材（肥料・農薬・飼料・農業資材・農機具）や生活物資（自動車・お米・衣料品・日用品）にいたるまで、JAグループのスケールメリットを活かし、より良い品物を幅広く取り扱っているほか、農機具専任の整備士がアフターケアも行っています。

販 売

新鮮で安全・安心な農産物が生産者から消費者へ流通するよう取り組んでいます。また、独自GAPの認証により、消費者に信頼される管内ブランド京野菜の販売促進に努めています。

利 用

トラクターやロールベアラ、ウッドチップパー等の農機の貸出を通じ、農産物の生産コスト削減に努めています。また、コイン精米機を6箇所を設置し、地域の皆様の利便性向上を促進しています。

◆ コイン精米機のご案内

【営業時間】 毎日8時～21時（年末年始除く） 【利用料】 10kgあたり100円（税込）
（設置箇所については巻末をご参照ください）

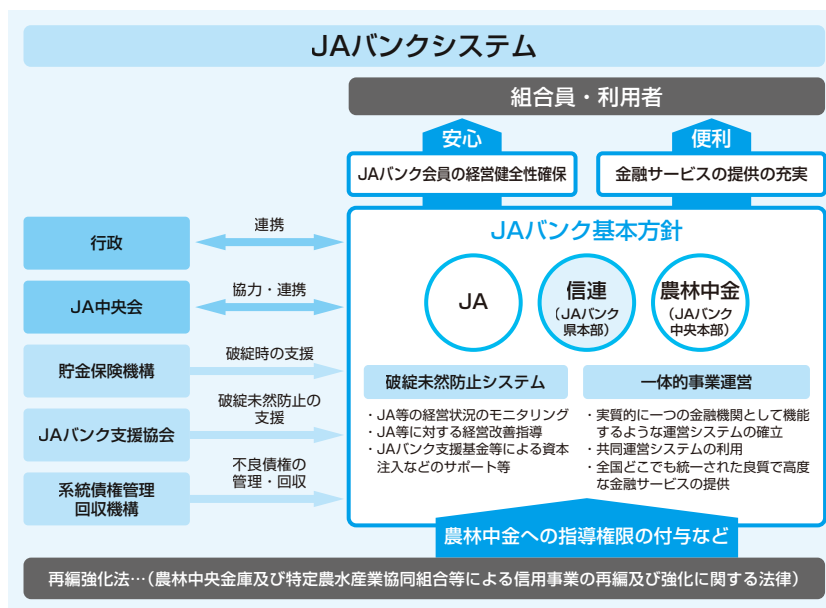
宅地等供給事業

組合員のより一層の生活向上と、次世代に安心して継承できる資産構成を確立するため、定期的に顧問弁護士等と連携した各種相談会やセミナーを開催し、土地等の有効活用に適切なアドバイスと情報の提供に取り組んでいます。また、ガレージ管理業務や土地売買等に係る仲介斡旋業務を通じ、組合員の事業支援に努めています。

◇ JAバンクの安心システムとは

「JAバンク」は全国に民間最大級の店舗網を展開しているJAバンク会員（JA・信連・農林中金）で構成するグループの名称です。JAバンクはグループ全体のネットワークと総合力で、地域の皆様にとって、より身近で便利、そして安心なメインバンクとなることを目指しています。

また、組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JAバンク会員が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。同システムは、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう早期の経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金（2020年3月末残高：1,659億円）」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

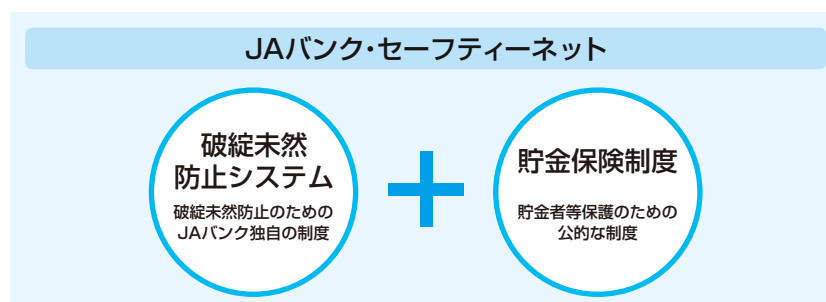
一方の「一体的事業運営」は、良質で高度な金融サービスを提供するため、全国統一ブランドの確立や商品開発力等の強化、システムとネットワークの一元化などを図ることで、JAバンクが一体となった事業推進を通じ、利用者皆様のニーズに的確にお応えするものです。

こうした「安全・安心」への取り組みによって、より信頼される金融機関を目指してまいります。

◇ JAバンク・セーフティーネットとは

皆様からお預かりした貯金は、先述の「破綻未然防止システム」と、公的制度である「貯金保険制度」との二重のセーフティーネットでお守りしています。貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しをできなくなった場合などに、貯金者等を保護することを目的とする制度です。なお、この制度を運営する農水産業協同組合貯金保険機構の責任準備金残高は、2020年3月末現在で4,417億円となっています。

当JAにおいても自助努力を怠らず、財務体質の強化はもとより、リスク管理の徹底による経営健全性の確保に努めています。





貸借対照表

(単位：千円)

資産の部	2019 年度	2020 年度	負債の部	2019 年度	2020 年度
信用事業資産	262,517,720	266,907,355	信用事業負債	253,790,395	258,533,509
現金	1,199,040	1,359,196	貯金	241,993,734	245,539,695
預金	195,632,913	193,619,491	要求払貯金	61,764,058	67,971,110
系統預金	195,132,029	193,618,371	定期性貯金	180,229,676	177,568,585
系統外預金	500,884	1,119	借入金	11,400,000	12,000,000
有価証券	8,709,130	10,098,090	その他の信用事業負債	396,661	993,814
国債	4,708,550	6,165,700	未払費用	58,386	40,992
地方債	1,995,080	1,981,890	その他の負債	338,275	952,822
受益証券	2,005,500	1,950,500			
貸出金	56,827,050	61,679,328			
その他の信用事業資産	158,510	158,590			
未収収益	134,357	135,570			
その他の資産	24,153	23,020			
貸倒引当金	△ 8,923	△ 7,339			
共済事業資産	24,185	23,421	共済事業負債	697,621	690,399
その他の共済事業資産	24,185	23,421	共済資金	459,543	442,660
			未経過共済付加収入	238,033	247,659
			共済未払費用	3	—
			その他の共済事業負債	42	80
経済事業資産	85,955	154,992	経済事業負債	32,491	42,751
経済事業未収金	39,532	73,106	経済事業未払金	32,481	42,751
棚卸資産	45,504	80,967	経済受託債務	10	—
購買品	45,504	80,967			
その他の経済事業資産	920	921			
貸倒引当金	△ 1	△ 1			
雑資産	332,641	430,537	雑負債	282,206	259,573
その他雑資産	332,641	430,537	未払法人税等	76,483	59,853
貸倒引当金	△ 0	△ 0	資産除去債務	9,758	9,912
固定資産	3,077,091	2,955,560	その他の負債	195,964	189,808
有形固定資産	3,074,561	2,952,711	諸引当金	895,165	811,074
建物	1,997,538	1,994,505	賞与引当金	55,296	53,508
機械装置	36,911	37,238	退職給付引当金	800,725	713,823
土地	2,262,108	2,183,239	役員退職慰労引当金	39,144	43,743
その他の有形固定資産	282,679	303,542			
減価償却累計額	△ 1,504,674	△ 1,565,813			
無形固定資産	2,530	2,849			
外部出資	7,032,768	7,315,718	再評価に係る繰延税金負債	450,452	428,487
系統出資	6,611,588	6,897,588	負債の部合計	256,148,330	260,765,793
系統外出資	421,180	418,130	純資産の部	2019 年度	2020 年度
繰延税金資産	36,465	50,054	組合員資本	15,545,313	15,795,764
資産の部合計	273,106,825	277,837,637	出資金	4,575,093	4,569,842
			利益剰余金	11,057,845	11,297,386
			利益準備金	4,000,000	4,060,000
			その他利益剰余金	7,057,845	7,237,386
			信用事業基盤強化積立金	1,565,500	1,565,500
			電算対策特別積立金	702,360	673,460
			施設整備充実積立金	547,600	617,400
			協同組合運動推進資金積立金	178,520	178,520
			経営安定化積立金	560,000	660,000
			自己改革推進積立金	44,300	36,900
			特別積立金	2,744,000	2,744,000
			当期末処分剰余金	715,565	761,606
			(うち当期剰余金)	(252,333)	(272,696)
			処分未済持分	△ 87,624	△ 71,464
			評価・換算差額等	1,413,183	1,276,080
			その他有価証券評価差額金	246,214	166,015
			土地再評価差額金	1,166,969	1,110,065
			純資産の部合計	16,958,496	17,071,844
			負債及び純資産の部合計	273,106,825	277,837,637



損益計算書

(単位：千円)

	2019 年 度	2020 年 度
事業総利益	2,543,023	2,400,536
事業収益	3,530,286	3,402,815
事業費用	987,263	1,002,279
信用事業収益	1,800,400	1,673,964
資金運用収益	1,735,847	1,614,419
（うち預金利息）	(972,748)	(892,817)
（うち有価証券利息）	(53,585)	(55,082)
（うち貸出金利息）	(615,599)	(570,730)
（うちその他受入利息）	(93,915)	(95,790)
役務取引等収益	36,802	35,092
その他経常収益	27,751	24,453
信用事業費用	270,437	231,925
資金調達費用	164,163	128,525
（うち貯金利息）	(154,690)	(120,349)
（うち給付補填備金繰入）	(2,518)	(2,031)
（うちその他支払利息）	(6,955)	(6,144)
役務取引等費用	19,941	20,070
その他経常費用	86,333	83,330
（貸出金償却）	(517)	(—)
（うち貸倒引当金繰入額）	(1,523)	(—)
（うち貸倒引当金戻入益）	(—)	(△ 1,584)
信用事業総利益	1,529,963	1,442,040
共済事業収益	868,567	836,622
共済付加収入	788,046	772,748
共済貸付金利息	0	—
その他の収益	80,520	63,875
共済事業費用	29,863	24,357
共済借入金利息	0	—
共済推進費	21,194	14,830
共済保全費	3,798	4,372
その他の費用	4,872	5,155
（うち貸倒引当金戻入益）	(△ 0)	(—)
共済事業総利益	838,703	812,266
購買事業収益	753,198	818,099
購買品供給高	743,034	810,691
修理サービス料	4,147	4,051
その他の収益	6,017	3,357
購買事業費用	670,796	729,462
購買品供給原価	666,709	724,303
修理サービス費	763	1,117
その他の費用	3,325	4,042
（うち貸倒引当金繰入額）	(—)	(1)
（うち貸倒引当金戻入益）	(△ 0)	(—)
購買事業総利益	82,402	88,637
販売事業収益	1,886	1,254
販売品販売高	750	—
販売手数料	993	1,156
その他の収益	142	98
販売事業費用	884	166
販売品販売原価	620	—
その他の費用	264	166
販売事業総利益	1,001	1,088

	2019 年 度	2020 年 度
利用事業収益	6,067	6,949
利用事業費用	135	987
利用事業総利益	5,932	5,962
宅地等供給事業収益	102,117	63,903
宅地等供給事業費用	1,560	1,961
宅地等供給事業総利益	100,557	61,942
指導事業収入	1,798	2,449
指導事業支出	17,334	13,848
指導事業収支差額	△ 15,536	△ 11,398
事業管理費	2,163,114	2,064,248
人件費	1,498,574	1,425,617
業務費	311,787	310,101
諸税負担金	91,614	89,436
施設費	228,226	220,619
その他事業管理費	32,914	18,474
事業利益	379,909	336,288
事業外収益	105,842	114,034
受取雑利息	767	771
受取出資配当金	67,073	93,599
賃貸料	1,804	1,793
貸倒引当金戻入益	0	0
雑収入	36,198	17,871
事業外費用	—	0
雑損失	—	0
経常利益	485,750	450,322
特別利益	1,000	1,468
一般補助金	1,000	1,468
特別損失	134,168	102,704
固定資産処分損	1,713	0
固定資産圧縮損	1,000	—
減損損失	131,455	98,704
外部出資評価損	—	4,000
税引前当期利益	352,582	349,086
法人税・住民税及び事業税	96,836	80,987
法人税等調整額	3,413	△ 4,597
法人税等合計	100,249	76,390
当期剰余金	252,333	272,696
当期首繰越剰余金	365,673	365,507
電算対策特別積立金取崩額	2,600	28,900
施設整備充実積立金取崩額	16,300	30,200
協同組合運動推進資金積立金取崩額	15,800	—
自己改革推進積立金取崩額	5,700	7,400
土地再評価差額金取崩額	57,159	56,904
当期末処分剰余金	715,565	761,606

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を表示しています。



キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	2019 年 度	2020 年 度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	352,582	349,086
減価償却費	85,032	73,488
減損損失	131,455	98,704
貸倒引当金の増減額(△は減少)	1,523	△ 1,584
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 2,028	△ 1,788
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 92,578	△ 86,902
その他引当金等の増減額(△は減少)	7,269	4,599
信用事業資金運用収益	△ 1,737,723	△ 1,616,340
信用事業資金調達費用	164,163	128,525
共済貸付金利息	△ 0	—
共済借入金利息	0	—
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 67,840	△ 94,370
有価証券関係損益(△は益)	1,876	1,921
固定資産売却損益(△は益)	1,713	0
資産除去債務関連費用	150	153
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	2,877,241	△ 4,852,278
預金の純増(△)減	1,600,000	—
貯金の純増減(△)	△ 3,030,482	3,545,961
信用事業借入金の純増減(△)	2,700,000	600,000
その他信用事業資産の増減(△)	8,655	△ 7,428
その他信用事業負債の増減(△)	△ 1,035,204	614,829
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増(△)減	600	—
共済借入金の純増減(△)	△ 600	—
共済資金の純増減(△)	△ 205,244	△ 16,883
未経過共済付加収入の純増減(△)	6,786	9,627
その他共済事業資産の増減(△)	△ 1,201	764
その他共済事業負債の増減(△)	△ 37	35
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	6,604	△ 33,574
棚卸資産の純増(△)減	170	△ 35,459
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	△ 5,537	10,270
経済受託債務の純増減(△)	1	△ 10
その他経済事業資産の増減(△)	1	△ 1

科 目	2019 年 度	2020 年 度
(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の増減(△)	64,686	△ 97,899
その他負債の増減(△)	△ 21,294	△ 1,917
未払消費税の増減額	4,239	△ 4,239
信用事業資金運用による収入	1,750,337	1,623,690
信用事業資金調達による支出	△ 191,402	△ 146,202
共済貸付金利息による収入	14	—
共済借入金利息による支出	△ 14	—
事業の利用分量に対する配当金の支払額	△ 65,278	△ 54,869
小 計	3,308,636	9,908
雑利息及び出資配当金の受取額	67,840	94,370
法人税等の支払額	△ 159,026	△ 97,617
事業活動によるキャッシュ・フロー	3,217,450	6,661
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 1,916,284	△ 2,127,877
有価証券の売却による収入	912,532	625,840
固定資産の取得による支出	△ 38,371	△ 67,617
固定資産の売却による収入	10,177	16,956
補助金の受入による収入	1,000	—
外部出資による支出	△ 1,456,010	△ 287,050
外部出資の売却等による収入	—	4,100
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,486,957	△ 1,835,648
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	125,371	52,436
出資の払戻しによる支出	△ 41,967	△ 57,686
持分の取得による支出	△ 87,654	△ 71,474
持分の譲渡による収入	66,048	87,634
出資配当金の支払額	△ 34,468	△ 35,189
財務活動によるキャッシュ・フロー	27,329	△ 24,280
4. 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	757,822	△ 1,853,266
6. 現金及び現金同等物の期首残高	3,594,131	4,351,953
7. 現金及び現金同等物の期末残高	4,351,953	2,498,687



事業管理費の内訳

(単位：千円)

科 目		2019 年 度	2020 年 度	増減額
人 件 費	役 員 報 酬	87,300	86,458	△ 842
	給 料 手 当	1,098,713	1,044,005	△ 54,708
	うち賞与引当金繰入額	55,296	53,508	△ 1,788
	法 定 福 利 費	202,412	195,122	△ 7,290
	厚 生 費	8,460	4,304	△ 4,156
	退 職 給 付 費 用	59,119	54,036	△ 5,082
	退 職 金 共 済 等 掛 金	35,302	34,110	△ 1,192
	役 員 退 職 慰 労 金	—	33	33
	役員退職慰労引当金繰入額	7,269	7,549	280
	計	1,498,574	1,425,617	△ 72,957
業 務 費	会 議 費	7,230	3,575	△ 3,655
	宣 伝 広 告 費	14,400	11,555	△ 2,846
	通 信 費	23,918	19,533	△ 4,384
	印 刷 ・ 消 耗 品 費	28,969	29,215	246
	図 書 ・ 研 修 費	8,731	6,986	△ 1,745
	業 務 委 託 費	220,039	236,681	16,642
	旅 費	8,498	2,555	△ 5,943
	計	311,787	310,101	△ 1,686
諸 税 負 担 金	租 税 公 課	64,083	63,970	△ 113
	支 払 賦 課 金	25,991	24,468	△ 1,523
	分 担 金	1,540	999	△ 541
	計	91,614	89,436	△ 2,177
施 設 費	減 価 償 却 費	85,032	73,488	△ 11,544
	保 守 修 繕 費	29,818	27,239	△ 2,578
	保 険 料	10,414	9,917	△ 496
	水 道 光 熱 費	17,999	17,983	△ 16
	賃 借 料	61,600	60,549	△ 1,051
	消 耗 備 品 費	2,921	12,158	9,237
	車 両 費	7,033	5,873	△ 1,160
	施 設 管 理 費	13,258	13,258	0
	そ の 他 施 設 費	150	153	3
	計	228,226	220,619	△ 7,607
そ の 他 事 業 管 理 費		32,914	18,474	△ 14,439
事 業 管 理 費 合 計		2,163,114	2,064,248	△ 98,866

注 記 表 (2019年度)

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券（株式形態の外部出資含む）の評価基準及び評価方法

- その他有価証券（当J Aが保有する有価証券はすべて「その他有価証券」として保有しています。）
 - ・ 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 時価を把握することが極めて困難と認められるもの……移動平均法による原価法
- なお、取得価額と債券金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品……総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

【会計方針の変更】

購買品の評価方法は、従来、売価還元低価法によっていましたが、より適正な在庫金額及び期間損益計算を行うことを目的とした購買基本システムの更新を行ったことを契機に、当事業年度より総平均法に変更しています。

当該会計方針の変更については、当事業年度の期首に新システムが稼働したことから、過去の事業年度においては品目別受払データの記録方法が異なるため、この会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することは実務上不可能であり、前事業年度末の購買品の帳簿価額を当事業年度の期首残高として、期首から将来にわたり総平均法を適用しています。なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響額は軽微です。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、当J A利用のソフトウェアについては、J A内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領・経理規程及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、2次査定を本店の融資・経済の担当部署が行っています。さらに当該部署から独立した企画管理課が3次査定した結果を、監査室が検証したうえで、上記の引当を行っています。
- (2) 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。
- (3) 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金支給内規に基づく期末要支給額を計上しています。

注 記 表 (2020年度)

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券（株式形態の外部出資含む）の評価基準及び評価方法

- その他有価証券（当ＪＡが保有する有価証券はすべて「その他有価証券」として保有しています。）
 - ・ 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 時価を把握することが極めて困難と認められるもの……移動平均法による原価法
- なお、取得価額と債券金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品……総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、当ＪＡ利用のソフトウェアについては、ＪＡ内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領・経理規程及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、２次査定を本店の融資・経済の担当部署が行っています。さらに当該部署から独立した企画管理課が３次査定した結果を、監査室が検証したうえで、上記の引当を行っています。
- (2) 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。
- (3) 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金支給内規に基づく期末要支給額を計上しています。

〈2019年度〉

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しており、そのため表中の合計が一致しないことがあります。

また、表示単位未満の科目については「0」で表示をしています。

【表示方法の変更に係る注記】

損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に事業ごとの収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を損益計算書に表示しています。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,000千円であり、その内訳は、次のとおりです。

機械装置 1,000千円

2. リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、信用端末機・共済端末機・電話機の全部、複写機・A T M・車両の一部については、リース契約により使用しています。

※オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものはありません。

3. 担保に供している資産

担保に供している資産はありません。

4. 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事・監事に対する金銭債権の総額 1,097,462千円

なお、理事・監事に対する金銭債務はありません。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しており、そのため表中の合計が一致しないことがあります。
また、表示単位未満の科目については「0」で表示をしています。

【表示方法の変更に関する注記】

会計上の見積り開示会計基準

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2にもとづき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を適用し、当事業年度より税効果会計・減損会計に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

【会計上の見積りに関する注記】

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 114,171千円(相殺前繰延税金資産の額)

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、2019年6月に作成した中期3ヶ年計画を基礎に、その後のJAを取り巻く経営環境及び経営状況を考慮して、当JAが将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境およびJAの経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 98,704千円(固定資産減損損失の額)

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、2019年6月に作成した中期3ヶ年計画を基礎に、その後のJAを取り巻く経営環境及び経営状況を考慮して算出しており、中期3ヶ年計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及びJAの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,000千円であり、その内訳は、次のとおりです。

機械装置 1,000千円

2. リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、信用端末機・共済端末機・電話機の全部、複写機・車両の一部については、リース契約により使用しています。

※オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものはありません。

3. 担保に供している資産

担保に供している資産はありません。

4. 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事・監事に対する金銭債権の総額 731,344千円

なお、理事・監事に対する金銭債務はありません。

5. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

- (1) 貸出金のうち、破綻先債権額はなく、延滞債権額は41,817千円です。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありませぬ。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- (3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありませぬ。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。
- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は41,817千円です。
 なお、上記(1)と(4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 1999年3月31日
- 再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 775,409千円
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出しました。

【損益計算書に関する注記】

1. 減損損失

- (1) グループिंगの方法と共用資産の概要
 当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグループングを実施した結果、事業用店舗については支店ごとに、各固定資産をグループングの最小単位としています。
 また、本店共用部・松尾支店書類倉庫・上鳥羽支店山ノ本倉庫については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、JA全体の共用資産としています。
- (2) 当期に減損を認識した固定資産は以下の通りです。

- ① 減損損失を計上した資産又は資産グループの概要及び減損損失の金額
 （主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳）

場 所	用 途	種 類	金 額
久我支店 京都市伏見区久我東町	事業用店舗	償却資産	15,959千円
大枝支店 京都市西京区大枝塚原町	事業用店舗	土地及び償却資産	112,919千円
農機具センター 京都市西京区松尾井戸町	事業用店舗	償却資産	2,577千円
合 計			131,455千円

- ② 減損損失の認識に至った経緯
 久我支店及び農機具センターについては、当該店舗の事業利益が2期連続赤字を計上すると同時に、将来的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額を当期に減損損失として計上しました。また、大枝支店については、市場価額の著しい下落があり、将来的に回収可能性を見込めないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額を当期に減損損失として計上しました。
- ③ 回収可能価額の算定方法
 いずれの店舗も回収可能価額については、正味売却価額を採用しており、その時価は路線価評価額に基づき算定しています。

5. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

- (1) 貸出金のうち、破綻先債権額はなく、延滞債権額は76,041千円です。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありませぬ。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- (3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありませぬ。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。
- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は76,041千円です。
 なお、上記(1)と(4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 1999年3月31日
- 再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 663,209千円
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出しました。

【損益計算書に関する注記】

1. 減損損失

- (1) グループिंगの方法と共用資産の概要
 当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグループングを実施した結果、事業用店舗については支店ごとに、各固定資産をグループングの最小単位としています。
 また、本店共用部・松尾支店書類倉庫・上鳥羽支店山ノ本倉庫については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、JA全体の共用資産としています。
- (2) 当期に減損を認識した固定資産は以下の通りです。
 - ① 減損損失を計上した資産又は資産グループの概要及び減損損失の金額
 （主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳）

場 所	用 途	種 類	金 額
醍醐支店 京都市伏見区醍醐南里町	事業用店舗	土地及び償却資産	95,196千円 土地 78,869千円 建物 12,604千円 構築物 1,757千円 器具備品 1,967千円
久我支店 京都市伏見区久我東町	事業用店舗	償却資産	675千円 器具備品 675千円
大枝支店 京都市西京区大枝塚原町	事業用店舗	償却資産	2,833千円 建物 247千円 器具備品 2,586千円
合 計			98,704千円

- ② 減損損失の認識に至った経緯
 醍醐支店については、市場価額の著しい下落があり、将来的に回収可能性を見込めないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額を当期に減損損失として計上しました。また、久我支店及び大枝支店については、当該店舗の事業利益が2期連続赤字を計上すると同時に、将来的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額を当期に減損損失として計上しました。
- ③ 回収可能価額の算定方法
 いずれの店舗も回収可能価額については、正味売却価額を採用しており、その時価は路線価評価額を基礎として算定しています。

2. 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当J Aは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当J Aは組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体等へ貸付け、残った余裕金を京都府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当J Aが保有する金融資産は、主として当J A管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部リスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

ア. 市場リスクの管理体制

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針等に基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

イ. 市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当J Aで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当J Aにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当J Aでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が519,744千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当J Aでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当ＪＡは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当ＪＡは組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体等へ貸付け、残った余裕金を京都府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当ＪＡが保有する金融資産は、主として当ＪＡ管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部リスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

ア. 市場リスクの管理体制

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭ等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針等に基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

イ. 市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当ＪＡで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が366,789千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

〈2019年度〉

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	195,632,913	195,711,633	78,720
有価証券	8,709,130	8,709,130	—
その他有価証券	8,709,130	8,709,130	—
貸 出 金	56,832,332		
貸倒引当金	△ 8,924		
貸出金(貸倒引当金控除後)	56,823,409	57,770,373	946,964
資 産 計	261,165,451	262,191,136	1,025,684
貯 金	241,993,734	242,088,640	94,906
借 入 金	11,400,000	11,400,000	—
負 債 計	253,393,734	253,488,640	94,906

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金5,282千円を含めています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当J Aの信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額
外部出資	7,032,768

(注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	193,619,491	193,621,991	2,500
有価証券	10,098,090	10,098,090	—
その他有価証券	10,098,090	10,098,090	—
貸 出 金	61,684,358		
貸倒引当金	△ 7,339		
貸出金(貸倒引当金控除後)	61,677,019	62,538,907	861,889
資 産 計	265,394,599	266,258,988	864,388
貯 金	245,539,695	245,607,243	67,548
借 入 金	12,000,000	12,000,000	—
負 債 計	257,539,695	257,607,243	67,548

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金5,030千円を含めています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当JAの信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額
外部出資	7,315,718

(注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

〈2019年度〉

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種 類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預 金	195,132,913	—	—	—	—	500,000
有価証券	—	—	—	—	—	8,400,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—	—	—	8,400,000
貸 出 金	3,249,605	2,998,715	2,917,540	2,776,606	2,716,089	42,168,385
合 計	198,382,518	2,998,715	2,917,540	2,776,606	2,716,089	51,068,385

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）196,768千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権109千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金及び有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種 類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯 金	235,875,213	2,911,567	2,685,734	360,513	160,708	—
借 入 金	2,600,000	3,400,000	2,600,000	2,800,000	—	—
計	238,475,213	6,311,567	5,285,734	3,160,513	160,708	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

【有価証券に関する注記】

有価証券の時価及び評価差額

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種 類	貸借対照表 計 上 額	取得原価又 は償却原価	評価差額 (※)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	国 債	4,708,550	4,474,666
	地 方 債	1,995,080	1,893,211
	受 益 証 券	1,017,200	1,000,000
	小 計	7,720,830	7,367,877
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国 債	—	—
	地 方 債	—	—
	受 益 証 券	988,300	1,000,000
	小 計	988,300	1,000,000
合 計	8,709,130	8,367,877	341,253

※上記、評価差額から繰延税金負債95,039千円を差し引いた額246,214千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

【退職給付に関する注記】

1. 退職給付に係る事項

(1) 退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づき、退職給付の一部に充てるため、京都府農林漁業団体職員共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。退職金共済制度の積立額は295,795千円です。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	893,304千円
退職給付費用	59,119千円
退職給付の支払額	△ 151,697千円
期末における退職給付引当金	800,725千円

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	800,725千円
退職給付引当金	800,725千円

〈2020年度〉

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種 類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預 金	193,619,491	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—	9,900,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—	—	—	9,900,000
貸 出 金	3,361,540	3,157,963	3,014,919	2,938,336	2,823,848	46,382,723
合 計	196,981,030	3,157,963	3,014,919	2,938,336	2,823,848	56,282,723

(注) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）155,683千円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5 年超」に含めています。

(5) 借入金及び有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種 類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯 金	240,323,170	3,068,469	1,772,833	234,099	141,124	—
借 入 金	3,400,000	2,600,000	2,800,000	3,200,000	—	—
計	243,723,170	5,668,469	4,572,833	3,434,099	141,124	—

(注) 貯金のうち、要求貯金については「1 年以内」に含めて開示しています。

【有価証券に関する注記】

1. 有価証券の時価及び評価差額

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種 類	貸借対照表 計 上 額	取得原価又 は償却原価	評価差額 (※)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	国 債	6,165,700	5,974,426
	地 方 債	1,981,890	1,893,566
	受 益 証 券	—	—
	小 計	8,147,590	7,867,993
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国 債	—	—
	地 方 債	—	—
	受 益 証 券	1,950,500	△ 49,500
	小 計	1,950,500	△ 49,500
合 計	10,098,090	9,867,993	230,097

※上記、評価差額から繰延税金負債64,082千円を差し引いた額166,015千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 減損処理を行った有価証券

当期中において、(株)農協観光の株式について4,000千円の減損処理を行っています。

時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っています。

【退職給付に関する注記】

1. 退職給付に係る事項

(1) 退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づき、退職給付の一部に充てるため、京都府農林漁業団体職員共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。退職金共済制度の積立額は286,562千円です。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	800,725千円
退職給付費用	54,036千円
退職給付の支払額	△ 140,939千円
期末における退職給付引当金	713,823千円

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	713,823千円
退職給付引当金	713,823千円

〈2019年度〉

(4) 退職給付に関連する損益	
簡便法で計算した退職給付費用	59,119千円
特定退職金共済制度への拠出金（注）	35,302千円
退職給付費用	94,421千円
（注）特定退職金共済制度への拠出金35,302千円は「人件費」で処理しています。	

2. 農林年金統合に係る特例業務負担金の金額

人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金17,031千円を含めて計上しています。なお、同組合より示された2020年3月現在における2032年3月までの特例業務負担金の将来見込額は198,817千円となっています。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	223,002千円
役員退職慰労引当金	10,902千円
賞与引当金	15,400千円
賞与引当金に係る法定福利費	2,332千円
資産除去債務	2,718千円
減価償却超過額	17,214千円
未払事業税	5,659千円
その他	2,194千円
小計	279,420千円
（評価性引当額	△ 147,835千円）
計	131,585千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 95,039千円
資産除去債務に対応する費用	△ 78千円
経済連・全農合併配当金	△ 3千円
計	△ 95,120千円
繰延税金資産の純額	36,465千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.85 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.25 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.65 %
住民税均等割等	1.35 %
評価性引当額の増減	3.08 %
損金に算入する事業分量配当金	△ 4.33 %
その他	△ 0.12 %
税効果適用後の法人税等の負担率	28.43 %

【キャッシュ・フロー計算書の注記】

1. 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金となっています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	196,831,953千円
定期性預金	△ 192,480,000千円
現金及び現金同等物	4,351,953千円

- (4) 退職給付に関連する損益
- | | |
|-------------------|----------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 54,036千円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金（注） | 34,110千円 |
| 退職給付費用 | 88,146千円 |
- （注）特定退職金共済制度への拠出金34,110千円は「人件費」で処理しています。

2. 農林年金統合に係る特例業務負担金の金額

人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金15,886千円を含めて計上しています。なお、同組合より示された2021年3月現在における2032年3月までの特例業務負担金の将来見込額は172,562千円となっています。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	198,800千円
役員退職慰労引当金	12,182千円
賞与引当金	14,902千円
賞与引当金に係る法定福利費	2,260千円
資産除去債務	2,760千円
減価償却超過額	20,866千円
未払事業税	4,943千円
その他	2,197千円
小計	258,910千円
（評価性引当額）	△ 144,739千円
計	114,171千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 64,082千円
資産除去債務に対応する費用	△ 32千円
経済連・全農合併配当金	△ 3千円
計	△ 64,117千円
繰延税金資産の純額	50,054千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.85 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.11 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.73 %
住民税均等割等	1.36 %
評価性引当額の増減	△ 0.89 %
損金に算入する事業分量配当金	△ 4.69 %
その他	△ 0.13 %
税効果適用後の法人税等の負担率	21.88 %

【キャッシュ・フロー計算書の注記】

1. 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金となっています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	194,978,687千円
定期性預金	△ 192,480,000千円
現金及び現金同等物	2,498,687千円



剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	2019 年 度	2020 年 度
1. 当期末処分剰余金	715,565	761,606
2. 剰余金処分額	350,058	404,179
(1) 利益準備金	60,000	60,000
(2) 任意積立金	200,000	250,000
施設整備充実積立金	100,000	100,000
経営安定化積立金	100,000	150,000
(3) 出資配当金	35,189	35,423
(4) 事業分量配当金	54,869	58,756
購買事業分量配当金	31,842	41,836
定期事業分量配当金	23,027	16,920
3. 次期繰越剰余金	365,507	357,428

(注) 1. 出資配当は次のとおりです。

2019年度 0.8% 2020年度 0.8%

2. 2020年度における事業の利用分量に対する配当の基準は次のとおりです。

購買品供給高のうち、肥料・農薬・農業機械・施設資材に対し、8.8%の割合です。

定期貯金平均残高100万円以上に対し、0.015%の割合です。

2019年度における事業の利用分量に対する配当の基準は次のとおりです。

購買品供給高のうち、肥料・農薬・農業機械・施設資材に対し、8.8%の割合です。

定期貯金平均残高100万円以上に対し、0.02%の割合です。

3. 任意積立金のうち目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準は次のとおりです。

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、教育、生活文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が次のとおり含まれています。

2019年度 20,996千円 2020年度 19,684千円

目的積立金の積立目的等

科 目	積立目標額	内 容
信用事業基盤強化積立金	貯金の 1000分の10	信用事業基盤強化に必要な資金として、積み立てるものです。なお、信用事業の基盤に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合に限り、その減少額等の50%相当額の範囲内において、理事会に付議し取り崩すことができます。
電 算 対 策 特 別 積 立 金	—	電算システムの開発経費等、当期剰余金の5%以上を目標に積み立てるものです。なお、電算化に係る機器の設置又は推進経費等に限り、理事会に付議し取り崩すことができます。
施 設 整 備 充 実 積 立 金	出資金の 2分の1	組合経営の健全な発展と組合員の期待に応える施設設置に資する資金として、積み立てるものです。なお、施設の設置に限り、理事会に付議し取り崩すことができます。
協同組合運動推進資金積立金	2億円	農業振興と協同組合活動など事業内容を広く地域住民に周知するために必要な資金として、積み立てるものです。なお、協同組合運動推進資金に限り、理事会に付議し取り崩すことができます。
経 営 安 定 化 積 立 金	10億円	安定した組合経営を確保する資金として、積み立てるものです。なお、貸倒損失や有価証券運用損、固定資産減損損失並びに会計基準の変更等により多額の支出を要した場合に限り、理事会に付議し取り崩すことができます。
周 年 記 念 事 業 積 立 金	30百万円	周年記念事業に必要な資金として、積み立てるものです。なお、当該記念事業の実施日の属する決算において全額取り崩すこととします。
自 己 改 革 推 進 積 立 金	50百万円	「農業者の所得向上」「農業生産の拡大の実現」「地域の活性化」の実現を目的とする自己改革を実践するために必要な資金として、積み立てるものです。なお、自己改革の実践に要する資金に限り、理事会に付議し取り崩すことができます。



部門別損益計算書

◇ 2019年度

(単位：千円)

区 分	合 計	信 用 業	共 済 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管理費 等
① 事業収益	3,534,032	1,800,400	868,567	538,177	325,091	1,798	
② 事業費用	991,010	270,437	29,863	470,635	208,219	11,856	
③ 事業総利益①－②	2,543,023	1,529,963	838,703	67,542	116,873	△ 10,058	
④ 事業管理費	2,163,114	1,278,963	561,453	184,319	110,834	27,546	
(⑤うち減価償却費)	(85,032)	(50,276)	(22,071)	(7,246)	(4,357)	(1,083)	
(⑤'うち人件費)	(1,498,574)	(886,047)	(388,966)	(127,694)	(76,784)	(19,083)	
※⑥うち共通管理費		139,002	68,263	13,433	11,330	1,589	△ 233,616
(⑦うち減価償却費)		(5,464)	(2,683)	(528)	(445)	(62)	(△ 9,183)
(⑦'うち人件費)		(96,298)	(47,291)	(9,306)	(7,850)	(1,101)	(△ 161,846)
⑧ 事業利益③－④	379,909	251,000	277,251	△ 116,777	6,039	△ 37,604	
⑨ 事業外収益	105,842	68,252	32,274	3,200	1,855	260	
※⑩うち共通分		22,761	11,178	2,200	1,855	260	△ 38,254
⑪ 事業外費用	—	—	—	—	—	—	
※⑫うち共通分		—	—	—	—	—	—
⑬ 経常利益⑧＋⑨－⑪	485,750	319,252	309,525	△ 113,577	7,894	△ 37,344	
⑭ 特別利益	1,000	—	—	1,000	—	—	
※⑮うち共通分		—	—	—	—	—	—
⑯ 特別損失	134,168	80,913	33,434	13,495	5,548	778	
※⑰うち共通分		68,069	33,428	6,578	5,548	778	△ 114,401
⑱ 税引前当期利益 ⑬＋⑭－⑯	352,582	238,339	276,090	△ 126,072	2,346	△ 38,122	
⑲ 営農指導事業分配賦額		16,190	11,029	5,268	5,634	△ 38,122	
⑳ 営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑱－⑲	352,582	222,149	265,062	△ 131,340	△ 3,289		

(注) 1. ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分です。

2. 上記の事業収益、事業費用の合計欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、各事業間の内部損益(事業収益3,747千円、事業費用3,747千円)を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等：(人頭割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業：(均等割＋事業総利益割)の平均値

2. 配賦割合(1.の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信 用 業	共 済 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	合 計
共通管理費等	59.50	29.22	5.75	4.85	0.68	100
営農指導事業	42.47	28.93	13.82	14.78		100

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	合 計	信 用 業	共 済 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通資産
事業別の総資産	273,106,825	268,291,236	1,234,691	73,035	47,892	—	3,459,971
総資産(共通資産配分後)	273,106,825	270,349,918	2,245,695	271,984	215,701	23,528	
(うち固定資産)	(3,077,091)	(1,830,869)	(899,126)	(176,933)	(149,239)	(20,924)	

(注) 部門別損益計算書の共通管理費等の配賦基準により、共通資産を配分しています。

◇ 2020年度

(単位：千円)

区 分	合 計	信 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管理費 等
① 事業収益	3,403,242	1,673,964	836,622	640,835	249,371	2,449	
② 事業費用	1,002,705	231,925	24,357	563,685	173,435	9,304	
③ 事業総利益①－②	2,400,536	1,442,040	812,266	77,150	75,936	△ 6,855	
④ 事業管理費	2,064,248	1,176,176	529,730	184,574	145,682	28,085	
(⑤うち減価償却費)	(73,488)	(41,872)	(18,859)	(6,571)	(5,186)	(1,000)	
(⑤'うち人件費)	(1,425,617)	(812,294)	(365,844)	(127,471)	(100,611)	(19,396)	
※⑥うち共通管理費		141,162	71,467	15,099	13,157	1,869	△ 242,756
(⑦うち減価償却費)		(5,025)	(2,544)	(538)	(468)	(67)	(△ 8,642)
(⑦'うち人件費)		(97,490)	(49,357)	(10,428)	(9,087)	(1,291)	(△ 167,653)
⑧ 事業利益③－④	336,288	265,863	282,535	△ 107,424	△ 69,747	△ 34,940	
⑨ 事業外収益	114,034	80,662	29,983	2,154	1,081	154	
※⑩うち共通分		11,600	5,873	1,241	1,081	154	△ 19,949
⑪ 事業外費用	0	0	0	—	—	—	
※⑫うち共通分		0	0	—	—	—	△ 0
⑬ 経常利益⑧＋⑨－⑪	450,322	346,526	312,518	△ 105,271	△ 68,665	△ 34,786	
⑭ 特別利益	1,468	854	432	91	80	11	
※⑮うち共通分		854	432	91	80	11	△ 1,468
⑯ 特別損失	102,704	61,785	28,673	6,217	5,279	750	
※⑰うち共通分		56,635	28,673	6,058	5,279	750	△ 97,395
⑱ 税引前当期利益 ⑬＋⑭－⑯	349,086	285,594	284,277	△ 111,396	△ 73,865	△ 35,525	
⑲ 営農指導事業分配賦額		15,080	10,434	5,009	5,002	△ 35,525	
⑳ 営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑱－⑲	349,086	270,514	273,844	△ 116,405	△ 78,866		

(注) 1. ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分です。

2. 上記の事業収益、事業費用の合計欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、各事業間の内部損益（事業収益427千円、事業費用427千円）を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等：(人頭割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業：(均等割＋事業総利益割)の平均値

2. 配賦割合(1.の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	合 計
共通管理費等	58.15	29.44	6.22	5.42	0.77	100
営農指導事業	42.45	29.37	14.10	14.08		100

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	合 計	信 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通資産
事業別の総資産	277,837,637	272,967,610	1,232,693	132,292	55,742	60	3,449,240
総資産(共通資産配分後)	277,837,637	274,973,343	2,248,149	346,835	242,690	26,619	
(うち固定資産)	(2,955,560)	(1,718,658)	(870,117)	(183,836)	(160,191)	(22,758)	

(注) 部門別損益計算書の共通管理費等の配賦基準により、共通資産を配分しています。

財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、当 J A の2020年 4 月 1 日から2021年 3 月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の態勢が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する態勢が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

2021年 6 月29日

京都市農業協同組合
代表理事組合長 戸田 秀司

会計監査人の監査及び名称

2020年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

(2021年 7 月 1 日現在)

名 称	所 在 地
みのり監査法人	東京都港区芝 5 - 29 - 11 G - B A S E 田町14階

損益の状況

◇ 最近の5事業年度の主要な経営指標

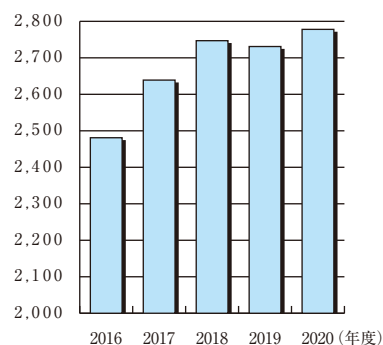
(単位：千円、口)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	3,615,909	3,557,781	3,799,157	3,639,874	3,517,275
信用事業収益	1,922,560	1,865,253	1,999,903	1,868,652	1,754,627
共済事業収益	914,837	893,236	904,563	900,841	866,605
農業関連事業収益	454,110	448,981	535,036	541,377	642,988
その他事業収益	324,403	350,311	359,655	329,005	253,055
経常利益	431,107	369,362	625,132	485,750	450,322
当期剰余金	320,670	248,934	430,286	252,333	272,696
出資金 (出資口数)	4,120,166 (13,733,886)	4,379,765 (14,599,217)	4,491,689 (14,972,296)	4,575,093 (15,250,309)	4,569,842 (15,232,808)
純資産額	15,656,351	16,165,983	16,787,565	16,958,496	17,071,844
総資産額	248,074,016	263,861,325	274,721,960	273,106,825	277,837,637
貯金残高	225,733,637	237,737,561	245,024,216	241,993,734	245,539,695
貸出金残高	50,393,570	55,674,577	59,704,291	56,827,050	61,679,328
有価証券残高	4,177,320	7,519,140	7,767,480	8,709,130	10,098,090
長期共済保有高	497,018,621	485,966,251	478,074,906	471,864,947	459,856,986
購買品供給高	712,880	689,366	795,484	743,034	810,691
剰余金配当金額	91,019	92,873	99,746	90,058	94,179
出資配当金	31,467	33,245	34,468	35,189	35,423
事業分量配当金	59,552	59,628	65,278	54,869	58,756
自己資本比率	21.85%	20.96%	19.55%	18.88%	18.73%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期純利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取扱いはありません。
 4. 「自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しております。

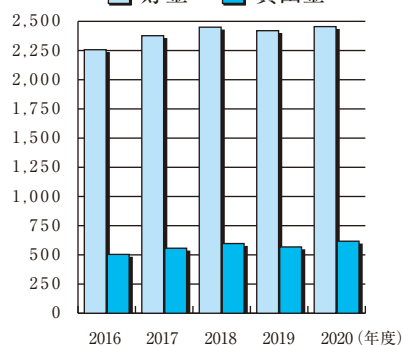
◆ 総資産

(億円)



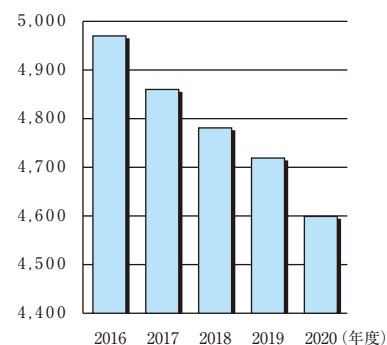
◆ 貯金と貸出金

(億円)



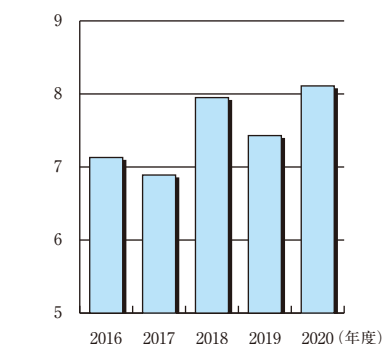
◆ 長期共済保有高

(億円)



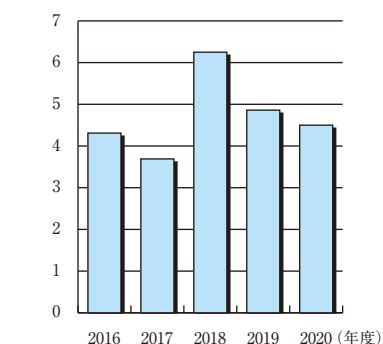
◆ 購買品供給高

(億円)



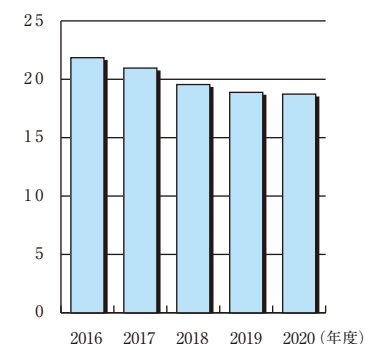
◆ 経常利益

(億円)



◆ 自己資本比率

(%)



◇ 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	2019 年 度	2020 年 度	増 減 額
資 金 運 用 収 支	1,571,684	1,485,895	△ 85,789
役 務 取 引 収 支	16,861	15,022	△ 1,839
そ の 他 事 業 収 支	△ 58,582	△ 58,877	△ 295
信 用 事 業 粗 利 益 (信用事業粗利益率)	1,529,963 (0.58)	1,442,040 (0.55)	△ 87,923 (△ 0.03)
事 業 粗 利 益 (事業粗利益率)	2,543,023 (0.93)	2,400,536 (0.88)	△ 142,487 (△ 0.05)
事 業 純 益	425,821	430,797	4,976
実 質 事 業 純 益	427,344	430,797	3,453
コ ア 事 業 純 益	427,344	430,797	3,453
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	427,344	430,797	3,453

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、事業のコア部分に係る利益「コア事業純益等」を開示しています。

◇ 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項 目	2019 年 度			2020 年 度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	261,948,339	1,735,835	0.66	261,495,021	1,614,416	0.62
うち 預 金	194,585,085	1,066,650	0.55	194,208,393	988,604	0.51
うち 有 価 証 券	7,771,774	53,585	0.69	8,525,324	55,082	0.65
うち 貸 出 金	59,591,481	615,599	1.03	58,761,304	570,730	0.97
資 金 調 達 勘 定	253,280,904	157,208	0.06	254,400,885	122,381	0.05
うち 貯 金・定 積	243,101,395	157,208	0.06	243,003,077	122,381	0.05
うち 借 入 金	10,179,508	—	—	11,397,808	—	—
総 資 金 利 ざ や			0.10			0.11

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、経営対策奨励金等奨励金が含まれています。

◇ 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	2019 年度増減額	2020 年度増減額
受 取 利 息	△ 103,337	△ 121,419
うち 預 金	△ 87,975	△ 78,047
うち 有 価 証 券	△ 1,432	1,497
うち 貸 出 金	△ 13,931	△ 44,869
支 払 利 息	△ 45,362	△ 34,827
うち 貯 金・定 積	△ 45,362	△ 34,827
うち 借 入 金	—	—
差 引	△ 57,975	△ 86,591

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、経営対策奨励金等奨励金が含まれています。

信用事業

◇ 科目別貯金平均残高

(単位：千円、%)

種 類		2019 年 度		2020 年 度		増 減 額
		平均残高	構成比	平均残高	構成比	
当 座 性 貯 金	当 座 貯 金	192,027	0.1	154,956	0.1	△ 37,071
	普 通 貯 金	59,971,289	24.7	64,796,703	26.7	4,825,414
	貯 蓄 貯 金	52,251	0.0	53,911	0.0	1,660
	別 段 貯 金	68,005	0.0	72,919	0.0	4,914
	計	60,283,571	24.8	65,078,490	26.8	4,794,918
定 期 性 貯 金	定 期 貯 金	178,763,888	73.5	174,335,500	71.7	△ 4,428,389
	定 期 積 金	4,053,936	1.7	3,589,088	1.5	△ 464,848
	計	182,817,824	75.2	177,924,587	73.2	△ 4,893,237
合 計		243,101,395	100.0	243,003,077	100.0	△ 98,318

◇ 定期貯金の金利条件別残高

(単位：千円、%)

種 類		2019 年 度		2020 年 度		増 減 額
		残 高	構成比	残 高	構成比	
固 定 金 利 定 期		176,282,137	100.0	173,987,357	100.0	△ 2,294,780
変 動 金 利 定 期		15,485	0.0	10,232	0.0	△ 5,253
合 計		176,297,622	100.0	173,997,589	100.0	△ 2,300,033

- (注) 1. 固定金利定期とは、預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金をいいます。
 2. 変動金利定期とは、預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金をいいます。

◇ 預金平均残高

(単位：千円、%)

種 類		2019 年 度		2020 年 度		増 減 額
		平均残高	構成比	平均残高	構成比	
系 統	当 座 預 金	1,768,942	0.9	2,275,967	1.2	507,024
	定 期 預 金	191,648,033	98.5	191,577,260	98.6	△ 70,773
	計	193,416,975	99.4	193,853,227	99.8	436,252
系 統 外	普 通 預 金	2,536	0.0	3,111	0.0	575
	定 期 預 金	1,165,574	0.6	352,055	0.2	△ 813,519
	計	1,168,110	0.6	355,166	0.2	△ 812,944
合 計		194,585,085	100.0	194,208,393	100.0	△ 376,692

◇ 科目別貸出金平均残高

(単位：千円、%)

種 類	2019 年 度		2020 年 度		増 減 額
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手 形 貸 付 金	—	—	4,762	0.0	4,762
証 書 貸 付 金	52,998,736	88.9	54,580,453	92.9	1,581,717
当 座 貸 越	206,510	0.4	177,533	0.3	△ 28,977
金 融 機 関 貸 付	6,386,235	10.7	3,998,556	6.8	△ 2,387,679
合 計	59,591,481	100.0	58,761,304	100.0	△ 830,177

◇ 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	2019 年 度		2020 年 度		増 減 額
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固 定 金 利 貸 出	18,909,192	33.3	19,842,204	32.2	933,013
変 動 金 利 貸 出	37,917,858	66.7	41,837,124	67.8	3,919,265
合 計	56,827,050	100.0	61,679,328	100.0	4,852,278

◇ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	2019 年 度		2020 年 度		増 減 額
	残 高	構成比	残 高	構成比	
貯 金 等	279,607	0.5	198,582	0.3	△ 81,025
不 動 産	22,353,522	39.3	24,649,264	40.0	2,295,741
そ の 他 担 保 物	30,887	0.1	19,898	0.0	△ 10,988
計	22,664,016	39.9	24,867,744	40.3	2,203,728
農業信用基金協会保証	25,648,175	45.1	25,004,430	40.5	△ 643,745
そ の 他 保 証	5,277,859	9.3	6,356,154	10.3	1,078,295
計	30,926,034	54.4	31,360,584	50.8	434,550
信 用	3,237,000	5.7	5,451,000	8.9	2,214,000
合 計	56,827,050	100.0	61,679,328	100.0	4,852,278

◇ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

◇ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	2019 年 度		2020 年 度		増 減 額
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設 備 資 金	50,340,519	88.6	52,416,490	85.0	2,075,970
運 転 資 金	6,486,531	11.4	9,262,838	15.0	2,776,308
合 計	56,827,050	100.0	61,679,328	100.0	4,852,278

◇ 貸出金の業種別残高

(単位：千円、%)

種 類	2019 年 度		2020 年 度		増 減 額
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農 業	10,862,505	19.1	11,610,040	18.8	747,535
建 設・不 動 産 業	4,927,344	8.7	5,890,805	9.6	963,461
卸売・小売・サービス業	7,389,426	13.0	7,263,472	11.8	△ 125,954
そ の 他	33,647,775	59.2	36,915,011	59.8	3,267,236
合 計	56,827,050	100.0	61,679,328	100.0	4,852,278

◇ 主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位：千円)

種 類	2019 年 度	2020 年 度	増 減 額
農 業 (野 菜・園 芸)	761,900	897,763	135,863
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	761,900	897,763	135,863

(注) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、上記記載の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

② 資金種類別

【貸出金】

(単位：千円)

種 類	2019 年 度	2020 年 度	増 減 額
プ ロ パ ー 資 金	176,691	159,982	△ 16,709
農 業 制 度 資 金	4,307	3,693	△ 614
農 業 近 代 化 資 金	4,307	3,693	△ 614
そ の 他 制 度 資 金	—	—	—
合 計	180,998	163,675	△ 17,323

- (注) 1. プロパー資金とは、当 J A 原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで J A が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

【受託貸付金】

該当する取引はありません。

◇ リスク管理債権の状況

(単位：千円)

項 目	2019 年 度	2020 年 度	増 減 額
破 綻 先 債 権 額	—	—	—
延 滞 債 権 額	41,817	76,041	34,224
3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 権 額	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額	—	—	—
合 計	41,817	76,041	34,224
期 末 貸 出 金	56,827,050	61,679,328	4,852,278
貸 倒 引 当 金	8,923	7,339	△ 1,584

(注) 1. 『破綻先債権』

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は、同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 『延滞債権』

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 『3 ヶ月以上延滞債権』

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3 ヶ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 『貸出条件緩和債権』

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

◇ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：千円、%)

債 権 区 分		債 権 額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2019年度	24,935	109	24,826	—	24,935
	2020年度	23,918	—	23,918	—	23,918
危 険 債 権	2019年度	16,882	—	16,882	—	16,882
	2020年度	52,123	—	52,123	—	52,123
要 管 理 債 権	2019年度	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—
小 計 ①	2019年度	41,817	109	41,708	—	41,817
	2020年度	76,041	—	76,041	—	76,041
正 常 債 権	2019年度	56,818,500				
	2020年度	61,638,904				
合 計 ②	2019年度	56,860,316				
	2020年度	61,714,945				
不 良 債 権 比 率 ① ÷ ②	2019年度	0.07				
	2020年度	0.12				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号) 第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

1. 『破産更生債権及びこれらに準ずる債権』

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 『危険債権』

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により、元本及び利息の回収ができない可能性の高い債権です。

3. 『要管理債権』

3ヵ月以上延滞貸出債権及び貸出条件緩和貸出債権です。

4. 『正常債権』

上記以外の債権です。

◇ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

◇ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	2019 年 度					2020 年 度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	7	9	—	7	9	9	7	—	9	7
個別貸倒引当金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	7	9	—	7	9	9	7	—	9	7

(注) 期中減少額の「その他」欄は、決算洗い替え処理に伴うものです。

◇ 貸出金償却の額

(単位：千円)

項 目	2019 年 度	2020 年 度
貸 出 金 償 却 額	517	—

◇ 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類		2019 年 度		2020 年 度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	37,031	150,696	35,876	160,443
	金 額	28,470,990	49,797,630	25,505,078	45,544,146
代金取立為替	件 数	2	49	8	39
	金 額	2,419	61,342	13,737	89,304
雑 為 替	件 数	2,888	951	2,831	941
	金 額	386,215	168,480	258,714	222,724
合 計	件 数	39,921	151,696	38,715	161,423
	金 額	28,859,624	50,027,452	25,777,529	45,856,174

◇ 種類別有価証券平均残高

(単位：千円、%)

種 類	2019 年 度		2020 年 度		増 減 額
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
国 債	4,474,098	57.6	4,631,784	54.3	157,686
地 方 債	1,893,232	24.3	1,893,732	22.2	500
受 益 証 券	1,404,444	18.1	1,999,808	23.5	595,364
合 計	7,771,774	100.0	8,525,324	100.0	753,550

◇ 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

◇ 有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	計
2019 年 度								
国 債	—	—	—	—	—	4,708,550	—	4,708,550
地 方 債	—	—	—	—	—	1,995,080	—	1,995,080
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—	1,017,200	988,300	—	—	2,005,500
合 計	—	—	—	1,017,200	988,300	6,703,630	—	8,709,130
2020 年 度								
国 債	—	—	—	—	—	6,165,700	—	6,165,700
地 方 債	—	—	—	—	738,300	1,243,590	—	1,981,890
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—	989,800	960,700	—	—	1,950,500
合 計	—	—	—	989,800	1,699,000	7,409,290	—	10,098,090

(注) 残高は期末貸借対照表計上額を適用しています。

◇ 有価証券の時価情報等

【その他有価証券】

(単位：千円)

	種 類	2019 年 度			2020 年 度		
		貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差 額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えるもの	国 債	4,708,550	4,474,666	233,884	6,165,700	5,974,426	191,274
	地 方 債	1,995,080	1,893,211	101,869	1,981,890	1,893,566	88,324
	受 益 証 券	1,017,200	1,000,000	17,200	—	—	—
	小 計	7,720,830	7,367,877	352,953	8,147,590	7,867,993	279,597
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	受 益 証 券	988,300	1,000,000	△ 11,700	1,950,500	2,000,000	△ 49,500
	小 計	988,300	1,000,000	△ 11,700	1,950,500	2,000,000	△ 49,500
合 計		8,709,130	8,367,877	341,253	10,098,090	9,867,993	230,097

◇ 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

◇ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

共済事業

◇ 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円)

種 類		2019 年 度		2020 年 度	
		新 契 約 高	保 有 契 約 高	新 契 約 高	保 有 契 約 高
生 命 総 合 共 済	終 身 共 済	3,689,259	68,910,286	3,288,350	65,814,647
	定 期 生 命 共 済	265,000	496,500	1,275,000	1,705,000
	養 老 生 命 共 済	1,161,070	45,148,519	1,303,280	41,001,466
	(こ ど も 共 済)	(518,200)	(16,323,800)	(526,000)	(15,893,000)
	医 療 共 済	255,500	9,246,300	102,800	8,014,900
	が ん 共 済	—	484,500	—	463,500
	定 期 医 療 共 済	—	1,267,000	—	1,182,500
	介 護 共 済	418,655	2,314,811	451,030	2,651,929
	年 金 共 済	—	737,600	—	675,100
建 物 更 生 共 済		75,384,150	343,259,430	72,195,590	338,347,943
合 計		81,173,635	471,864,947	78,616,051	459,856,986
共 済 付 加 収 入			720,252		706,848

(注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額、（付加された定期特約金額等を含む）、介護共済は一時払契約の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

◇ 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円)

種 類		2019 年 度		2020 年 度	
		新 契 約 高	保 有 契 約 高	新 契 約 高	保 有 契 約 高
医 療 共 済		1,817	27,999	1,453	28,143
が ん 共 済		2,010	16,785	455	15,939
定 期 医 療 共 済		—	2,569	—	2,409
合 計		3,828	47,354	1,908	46,491

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

◇ 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類		2019 年 度		2020 年 度	
		新 契 約 高	保 有 契 約 高	新 契 約 高	保 有 契 約 高
介 護 共 済		583,971	4,257,279	506,648	4,374,410
生活障害共済（一時金型）		168,000	227,000	140,500	362,500
生活障害共済（定期年金型）		23,000	82,100	68,100	133,200
特 定 重 度 疾 病 共 済		—	—	455,700	455,700

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

◇ 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	2019 年 度		2020 年 度	
	新 契 約 高	保有契約高	新 契 約 高	保有契約高
年 金 開 始 前	731,284	4,097,635	574,852	4,452,050
年 金 開 始 後	—	1,611,995	—	1,584,429
合 計	731,284	5,709,631	574,852	6,036,480

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）を表示しています。

◇ 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	2019 年 度			2020 年 度		
	件数	保障金額	掛金	件数	保障金額	掛金
火 災 共 済	3,058	44,264,860	35,709	2,813	41,312,200	33,713
傷 害 共 済	1,814	5,537,500	984	417	1,109,000	944
定額定期生命共済	—	—	—	—	—	—
賠償責任共済	39	—	61	33	—	51
自動車共済	4,981	—	239,282	4,978	—	236,570
自賠責共済	1,177	—	25,466	1,198	—	22,470
合 計	11,069	—	301,503	9,439	—	293,747
共 済 付 加 収 入		67,795			65,899	

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

営農経済事業

◇ 買取購買品取扱実績

(単位：千円)

種 類		2019 年 度			2020 年 度			購買粗利益 増 減 額
		供給原価	供 給 高	購買粗利益	供給原価	供 給 高	購買粗利益	
生 産 資 材	肥 料	88,988	102,387	13,400	90,925	104,360	13,435	35
	農 薬	59,610	69,031	9,422	62,808	72,312	9,505	83
	飼 料	1,091	1,296	205	919	1,087	168	△ 37
	農 業 機 械	106,576	120,438	13,862	198,728	227,693	28,965	15,103
	自動車(除く二輪)	117,228	117,580	352	93,968	94,375	407	55
	燃 料	356	572	216	208	253	45	△ 171
	そ の 他	92,411	109,050	16,640	111,180	125,594	14,415	△ 2,225
	小 計	466,258	520,355	54,096	558,735	625,674	66,940	12,843
生 活 物 資	食 品	38,439	44,028	5,589	29,293	34,314	5,021	△ 568
	衣 料 品	19,808	21,846	2,038	9,385	10,759	1,374	△ 664
	耐久消費財	12,048	13,922	1,874	16,535	19,399	2,864	991
	日用保健雑貨	7,273	8,577	1,304	7,410	8,805	1,395	90
	家庭燃料	503	587	84	540	633	93	9
	そ の 他	122,379	133,719	11,340	102,405	111,106	8,701	△ 2,639
	小 計	200,450	222,679	22,229	165,569	185,017	19,448	△ 2,781
合 計		666,709	743,034	76,325	724,303	810,691	86,387	10,062

◇ 受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	2019 年 度		2020 年 度		手数料増減額
	取扱高	手数料	取扱高	手数料	
米	12,258	644	11,384	701	58
野 菜	10,406	203	16,661	273	70
果 実	15	0	250	2	2
花 き ・ 花 木	8,587	146	11,245	180	34
そ の 他	81	0	85	0	△ 0
合 計	31,348	993	39,624	1,156	163

(注) 2019年度の「その他」に含めていた水稻種子を「米」に訂正しています。

◇ 利用事業

(単位：千円)

項 目	2019 年 度	2020 年 度	増 減 額
利 用 収 益	6,067	6,949	881
利 用 費 用	135	987	851
利 用 事 業 総 利 益	5,932	5,962	30

(注) 利用事業収益は、トラクター等の農機具賃貸料とコイン精米機の使用料です。

◇ 宅地等供給事業

(単位：千円)

項 目		2019 年 度	2020 年 度	増 減 額
収 益	宅 地 等 供 給 手 数 料	99,040	61,000	△ 38,040
	宅 地 等 供 給 雑 収 入	3,078	2,903	△ 175
	計	102,117	63,903	△ 38,214
費 用	宅 地 等 供 給 費	1,556	1,647	90
	宅 地 等 供 給 雑 費	4	314	310
	計	1,560	1,961	401
宅 地 等 供 給 事 業 総 利 益		100,557	61,942	△ 38,615

◇ 指導事業

(単位：千円)

項 目		2019 年 度	2020 年 度	増 減 額
収 入	指 導 事 業 補 助 金	36	1,347	1,311
	そ の 他 指 導 収 入	1,762	1,103	△ 659
	計	1,798	2,449	651
支 出	営 農 改 善 費	11,856	9,304	△ 2,552
	生 活 改 善 費	1,919	960	△ 959
	教 育 文 化 費	3,558	3,584	25
	計	17,334	13,848	△ 3,486
収 支 差 額		△ 15,536	△ 11,398	4,138



経営諸指標

◇ 利益率

(単位：％)

項 目	2019 年 度	2020 年 度	増 減 率
総 資 産 経 常 利 益 率	0.18	0.16	△ 0.02
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.09	0.10	0.01
資 本 経 常 利 益 率	2.94	2.69	△ 0.25
資 本 当 期 純 利 益 率	1.53	1.63	0.10

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益÷総資産平均残高（債務保証見返を除く）
 2. 総資産当期純利益率＝当期剰余金÷総資産平均残高（債務保証見返を除く）
 3. 資本経常利益率＝経常利益÷純資産平均残高
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金÷純資産平均残高

◇ 貯貸率・貯証率

(単位：％)

項 目		2019 年 度	2020 年 度	増 減 率
貯 貸 率	期 末	23.48	25.12	1.64
	期中平均	24.51	24.18	△ 0.33
貯 証 率	期 末	3.60	4.11	0.51
	期中平均	3.20	3.51	0.31

- (注) 1. 貯貸率＝貸出金÷貯金（期末は年度末残高、期中は年度平均残高）
 2. 貯証率＝有価証券÷貯金（期末は年度末残高、期中は年度平均残高）

◇ 1 職員・1 店舗当り指標

(単位：千円)

項 目			2019 年 度	2020 年 度	増 減 額
信 用	貯 金	1 職 員	2,061,929	2,213,143	151,214
		1 店 舗	15,193,837	15,187,692	△ 6,145
	貸出金	1 職 員	505,441	535,167	29,726
		1 店 舗	3,724,468	3,672,581	△ 51,886
共 済	1 職員. 長期共済保有高		9,039,558	9,384,836	345,278
	1 店舗. 長期共済保有高		29,491,559	28,741,062	△ 750,498
購 買	1 職員. 購買品取扱高		25,273	26,151	878
	1 店舗. 購買品取扱高		46,440	50,668	4,229

- (注) 1. 1 職員当り事業量は、業務に従事している職員割合数で算出しています。
 2. 1 店舗当り事業量は、業務を実施している16営業店舗で算出しています。



自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	2019 年 度	2020 年 度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	15,455,255	15,701,586
うち、出資金及び資本準備金の額	4,575,093	4,569,842
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	11,057,845	11,297,386
うち、外部流出予定額(△)	△ 90,058	△ 94,179
うち、上記以外に該当するものの額	△ 87,624	△ 71,464
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	8,925	7,341
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	8,925	7,341
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	291,136	207,704
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	15,755,315	15,916,631
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2,530	2,849
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2,530	2,849
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,530	2,849
自己資本		
自己資本の額 (イ)―(ロ) (ハ)	15,752,786	15,913,782

(単位：千円、%)

項 目	2019 年 度	2020 年 度
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	78,615,505	80,056,778
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,617,420	1,538,551
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	1,617,420	1,538,551
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,805,267	4,863,390
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	83,420,772	84,920,168
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ)／(ニ)	18.88	18.73

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

	2019 年 度			2020 年 度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,199,040	—	—	1,359,196	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,479,937	—	—	5,981,724	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,896,163	—	—	1,896,494	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	198,227,473	39,645,495	1,585,820	198,707,098	39,741,420	1,589,657
法人等向け	—	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	5,494,706	3,324,278	132,971	7,029,523	4,480,221	179,209
抵当権付住宅ローン	17,696,195	6,160,155	246,406	20,001,867	6,966,663	278,667
不動産取得等事業向け	3,117,016	3,106,742	124,270	2,861,483	2,851,345	114,054
三月以上延滞等	109	163	7	—	—	—
取立未済手形	24,148	4,830	193	21,636	4,327	173
信用保証協会等保証付	25,659,916	2,533,818	101,353	25,015,057	2,468,678	98,747
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	460,598	460,598	18,424	457,548	457,548	18,302
（うち出資等のエクスポージャー）	460,598	460,598	18,424	457,548	457,548	18,302
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	10,862,780	21,760,087	870,403	10,691,801	21,546,229	861,849
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	7,311,232	18,278,081	731,123	7,310,421	18,276,052	731,042
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	3,551,547	3,482,006	139,280	3,381,380	3,270,177	130,807
証券化	—	—	—	—	—	—
（うちS T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非S T C 適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,005,500	1,919	77	1,999,827	1,796	72
（うちルックスルー方式）	2,005,500	1,919	77	1,999,827	1,796	72
（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	1,617,420	64,697	—	1,538,551	61,542
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	271,123,583	78,615,505	3,144,620	276,023,254	80,056,778	3,202,271
C V A リスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	271,123,583	78,615,505	3,144,620	276,023,254	80,056,778	3,202,271
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b = a × 4%	a		b = a × 4%
		4,805,267	192,211			4,863,390
			192,211			194,536
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b = a × 4%	a		b = a × 4%
		83,420,772	3,336,831			84,920,168
			3,336,831			3,396,807

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- 〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉
- $$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y's)
S & Pグローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

- (注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞
エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

		2019 年 度				2020 年 度			
		信用リスク に関するエ クスポージ ャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上 延滞エク スポージ ャー	信用リスク に関するエ クスポージ ャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上 延滞エク スポージ ャー
	国 内	269,118,083	56,865,598	6,376,100	109	274,023,427	61,719,975	7,878,218	—
	国 外	—	—	—	—	—	—	—	—
	地 域 別 残 高 計	269,118,083	56,865,598	6,376,100	109	274,023,427	61,719,975	7,878,218	—
法 人	農業	1,002	1,002	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	326,861	326,861	—	—	426,827	426,827	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	205,538,756	3,247,643	—	—	206,017,569	5,464,202	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	465,497	4,949	—	—	461,847	4,349	—	—
	日本国政府・ 地方公共団体	6,376,100	—	6,376,100	—	7,878,218	—	7,878,218	—
	上記以外	167,441	143,292	—	—	159,208	137,572	—	—
	個 人	53,141,850	53,141,850	—	109	55,687,026	55,687,026	—	—
	そ の 他	3,100,575	—	—	—	3,392,733	—	—	—
業 種 別 残 高 計		269,118,083	56,865,598	6,376,100	109	274,023,427	61,719,975	7,878,218	—
1 年以下		195,300,731	158,752	—	—	193,790,538	167,666	—	—
1 年超 3 年以下		619,700	619,700	—	—	510,505	510,505	—	—
3 年超 5 年以下		922,734	922,734	—	—	1,297,321	1,297,321	—	—
5 年超 7 年以下		1,690,535	1,690,535	—	—	1,627,650	1,627,650	—	—
7 年超 10 年以下		3,599,456	3,599,456	—	—	4,316,491	3,615,038	701,454	—
10 年超		56,589,412	49,712,058	6,376,100	—	61,539,364	54,362,600	7,176,764	—
期限の定めのないもの		10,395,514	162,362	—	—	10,941,558	139,196	—	—
残 存 期 間 別 残 高 計		269,118,083	56,865,598	6,376,100	—	274,023,427	61,719,975	7,878,218	—

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	2019 年 度					2020 年 度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	7,401	8,925	—	7,401	8,925	8,925	7,341	—	8,925	7,341
個別貸倒引当金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 期中減少額の「その他」欄は、決算洗い替え処理に伴うものです。

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

		2019 年 度						2020 年 度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 域 別 計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法 人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・ サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		—	—	—	—	—	517	—	—	—	—	—	—
業 種 別 計		—	—	—	—	—	517	—	—	—	—	—	—

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高 (単位：千円)

			2019 年 度			2020 年 度		
			格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウエイト	0%	—	8,818,055	8,818,055	—	10,441,955	10,441,955
	リスク・ウエイト	2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト	4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト	10%	—	25,338,178	25,338,178	—	24,686,770	24,686,770
	リスク・ウエイト	20%	—	198,682,351	198,682,351	—	199,271,334	199,271,334
	リスク・ウエイト	35%	—	17,600,442	17,600,442	—	19,904,751	19,904,751
	リスク・ウエイト	50%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト	75%	—	4,320,953	4,320,953	—	5,829,704	5,829,704
	リスク・ウエイト	100%	—	8,664,183	8,664,183	—	8,117,043	8,117,043
	リスク・ウエイト	150%	—	109	109	—	—	—
	リスク・ウエイト	250%	—	7,311,232	7,311,232	—	7,310,421	7,310,421
	その他		—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト 1250%			—	—	—	—	—	—
計			—	270,735,503	270,735,503	—	275,561,978	275,561,978

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がＡ－またはＡ３以上で、算定基準日に長期格付がＢＢＢ－またはＢaa３以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	2019 年 度		2020 年 度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	15,619	417,815	36,642	539,710
抵当権住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	12,914	—	2,891
合 計	15,619	430,730	36,642	542,600

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①その他有価証券、②系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①その他有価証券は時価評価を行った上で、取得原価との評価差額を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統及び系統外出資については、取得原価を記載しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	2019 年 度		2020 年 度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	7,032,768	7,032,768	7,315,718	7,315,718
合 計	7,032,768	7,032,768	7,315,718	7,315,718

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

該当する取引はありません。

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位：千円)

	2019 年 度	2020 年 度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	2,005,500	1,999,827
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用にかかるリスク管理要領」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（ＩＲＲＢＢ）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当ＪＡは、ＡＬＭ委員会のもと、自己資本に対するＩＲＲＢＢの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
四半期末を基準日として、四半期毎にＩＲＲＢＢを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

- 当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。
- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
 - ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
 - ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
 - ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
 - ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
 - ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、主に系統外預金の期限前解約によるものです。
 - ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

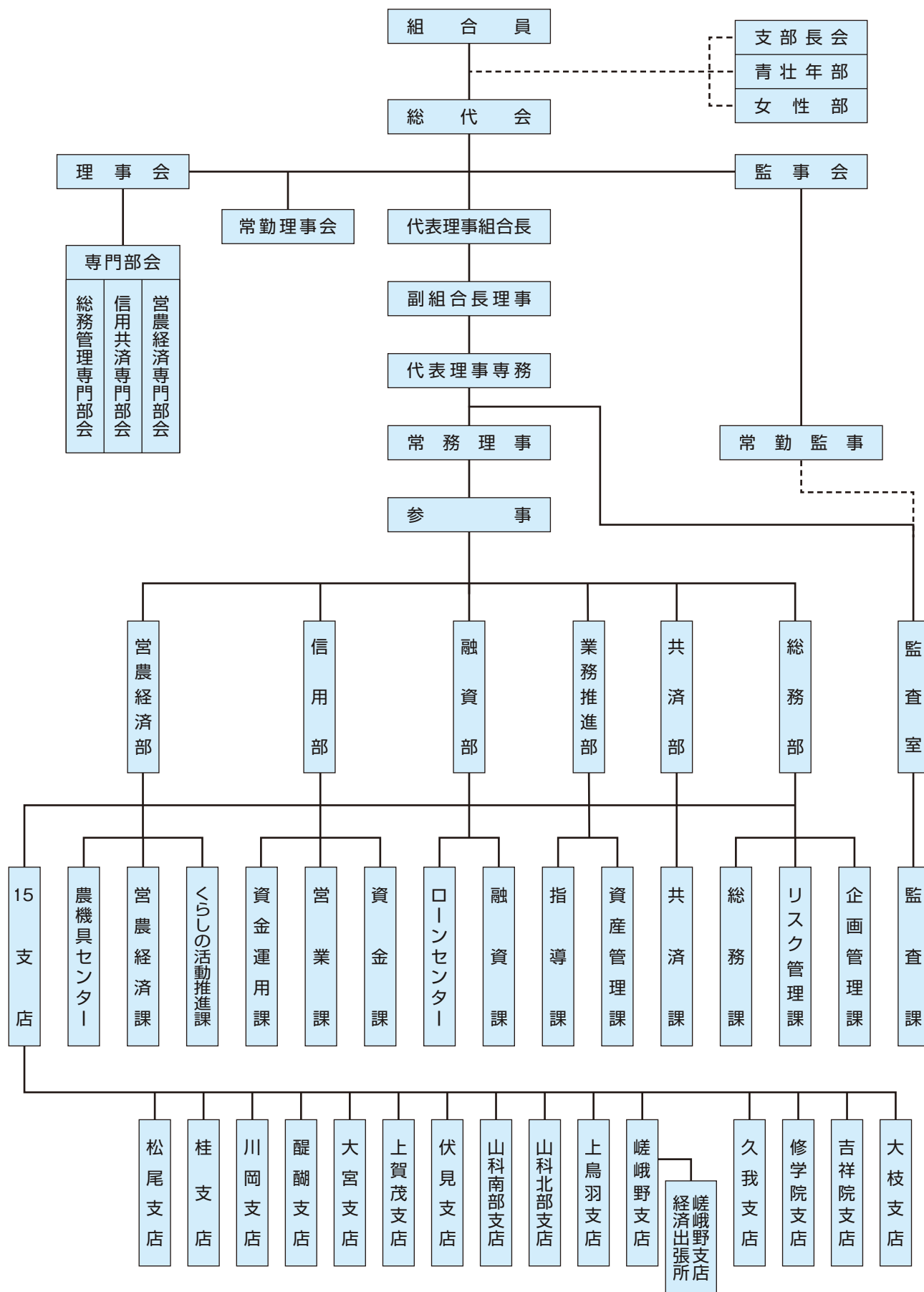
②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

I R R B B 1：金利リスク					
項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		2019 年 度	2020 年 度	2019 年 度	2020 年 度
1	上方パラレルシフト	1,980	1,720	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	2,054	1,872		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	2,054	1,872	0	0
		2019 年 度		2020 年 度	
8	自己資本の額	15,753		15,914	

機構図

(2021年7月1日現在)





役員構成

(2021年7月1日現在)

役職名	常勤・非常勤 の別	代表権 の有無	氏 名	摘 要		
				担 当 職 務 等	認定農業者	実践的能力者
代表理事組合長	常 勤	有	戸 田 秀 司			○
副 組 合 長 理 事	非 常 勤	無	大 橋 宗 治			○
代 表 理 事 専 務	常 勤	有	清 水 克 彦	実 務 精 通		○
常 務 理 事	常 勤	無	西 浦 美智代	実 務 精 通		○
常 務 理 事	常 勤	無	荒 木 俊 哉	実務精通(信用担当)		○
理 事	非 常 勤	無	清 水 正 次	総 務 管 理 部 会		○
理 事	非 常 勤	無	西 野 明 直	営 農 経 済 部 会	○	○
理 事	非 常 勤	無	岩 崎 正 彦	信 用 共 済 部 会		○
理 事	非 常 勤	無	岡 本 芳 雄	信 用 共 済 部 会		○
理 事	非 常 勤	無	十 塚 元 信	営 農 経 済 部 会		○
理 事	非 常 勤	無	佐 伯 昌 和	営 農 経 済 部 会	○	○
理 事	非 常 勤	無	中 川 敏 次	信 用 共 済 部 会	○	○
理 事	非 常 勤	無	加 納 靖 彦	営 農 経 済 部 会	○	○
理 事	非 常 勤	無	大 藤 孝 郎	信 用 共 済 部 会		○
理 事	非 常 勤	無	山 田 耕 司	営 農 経 済 部 会	○	○
理 事	非 常 勤	無	川 勝 聡	総 務 管 理 部 会	○	○
理 事	非 常 勤	無	大八木 豊 和	信 用 共 済 部 会		○
理 事	非 常 勤	無	鈴 木 茂 夫	総 務 管 理 部 会		○
理 事	非 常 勤	無	荒 木 秀 治	総 務 管 理 部 会		○
理 事	非 常 勤	無	安 田 茂	総 務 管 理 部 会		○
理 事	非 常 勤	無	端 清 隆	営 農 経 済 部 会	○	○
理 事	非 常 勤	無	田 原 敏 雄	総 務 管 理 部 会		○
理 事	非 常 勤	無	小 林 光 雄	信 用 共 済 部 会		○
理 事	非 常 勤	無	今 井 一 博	信 用 共 済 部 会		○
理 事	非 常 勤	無	中 川 裕 之	信 用 共 済 部 会		○
理 事	非 常 勤	無	奥 田 猛	信 用 共 済 部 会		○
理 事	非 常 勤	無	澤 井 隆 寧	総 務 管 理 部 会		○
理 事	非 常 勤	無	萩 野 稔	営 農 経 済 部 会		○
理 事	非 常 勤	無	藤 井 誠 司	総 務 管 理 部 会		○
理 事	非 常 勤	無	澤野井 利 夫	信 用 共 済 部 会		○
理 事	非 常 勤	無	鈴 木 綾	営 農 経 済 部 会		
理 事	非 常 勤	無	平 野 町 子	営 農 経 済 部 会		
理 事	非 常 勤	無	渡 邊 幸 浩	総 務 管 理 部 会	○	○
理 事	非 常 勤	無	小 山 勝 彦	営 農 経 済 部 会	○	
代 表 監 事	非 常 勤	—	松 尾 史 弘		—	—
副 代 表 監 事	非 常 勤	—	山 本 義 治		—	—
常 勤 監 事	常 勤	—	磯 田 篤 史	実 務 精 通	—	—
監 事	非 常 勤	—	奥 村 陽		—	—
監 事	非 常 勤	—	藤 井 健		—	—
監 事	非 常 勤	—	田 中 伸 和		—	—
監 事	非 常 勤	—	米 谷 長 男		—	—
監 事	非 常 勤	—	宇佐美 郁 夫		—	—
監 事	非 常 勤	—	吉 川 肇	員 外	—	—

組 織

◇ 組合員数

(単位：人、団体、戸)

区 分	2019 年 度	2020 年 度	増 減
組 合 員	21,306	21,194	△ 112
(戸 数)	(18,537)	(18,435)	(△ 102)

◇ 組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	2019年度	2020年度	組 織 名	2019年度	2020年度	組 織 名	2019年度	2020年度
松 尾 支 部	137	135	山科北部支部	178	174	大 枝 支 部	149	151
梅 津 支 部	25	25	上 鳥 羽 支 部	148	142	西 京 極 支 部	52	52
桂 支 部	99	97	嵯 峨 支 部	152	147	西 院 支 部	40	37
川 岡 支 部	143	141	嵯峨北部支部	101	101	七 条 支 部	18	16
醍 醐 支 部	127	126	太 秦 支 部	178	175	九 条 支 部	22	13
大 宮 支 部	134	122	花 園 支 部	42	41	向 島 支 部	3	3
衣 笠 支 部	19	18	久 我 支 部	52	52	青 壮 年 部	651	625
朱雀野支部	26	23	修学院支部	125	125	女 性 部	846	792
上賀茂支部	219	219	下 鴨 支 部	7	7	京 都 市 農 協 花き生産協議会	14	13
深 草 支 部	202	197	松ヶ崎支部	19	19			
山科南部支部	175	170	吉祥院支部	106	100	京 都 市 茶 生 産 組 合	2	2

(注) 当 J A の組合員組織を記載しています。

◇ 職員数

(単位：人)

区 分	2016 年 度			2017 年 度			2018 年 度			2019 年 度			2020 年 度		
	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計
参 事	3	0	3	3	0	3	1	0	1	1	0	1	0	0	0
一 般 職 員	113	117	230	115	116	231	118	108	226	113	105	218	99	103	202
嘱 託	4	1	5	4	1	5	5	1	6	6	1	7	12	2	14
合 計	120	118	238	122	117	239	124	109	233	120	106	226	111	105	216

◇ 特定信用事業代理業者の状況

該当する業者はありません。



沿革・管内の概況

1948年8月6日に設立された当JAは、JR京都駅にほど近い下京区役所内に本店を構え、JAの前身である農業会が集合し、事業活動を開始しました。その後1961年5月に京都市中央市場内に本店を新築移転し、更に1974年7月に現在の右京区西院に本店を構えました。

設立当初は、戦後の混乱した世相の中で組合経営は容易でなく、誠に厳しい時代がありました。

高度経済成長とともに農地の宅地化が急速に進み、1991年4月には宅地供給の時代の要請に応え、新生産緑地法が施行され、残すべき農地と宅地化すべき農地との選択が迫られました。同法施行後30年が経過し、当時指定した生産緑地の対応、いわゆる「2022年問題」に直面しており、都市農業は大きな岐路に立たされています。

このように農業を取り巻く環境が大きく変化する中で、JAの組織・事業体制の整備を図りながら、農業協同組合活動を精力的に推進し、「地域農業の発展と組合員の営農及び生活安定に寄与するJA」を目指し、組合員・利用者の皆様方のご協力をいただきながら役職員一同努力を重ね現在に至っています。



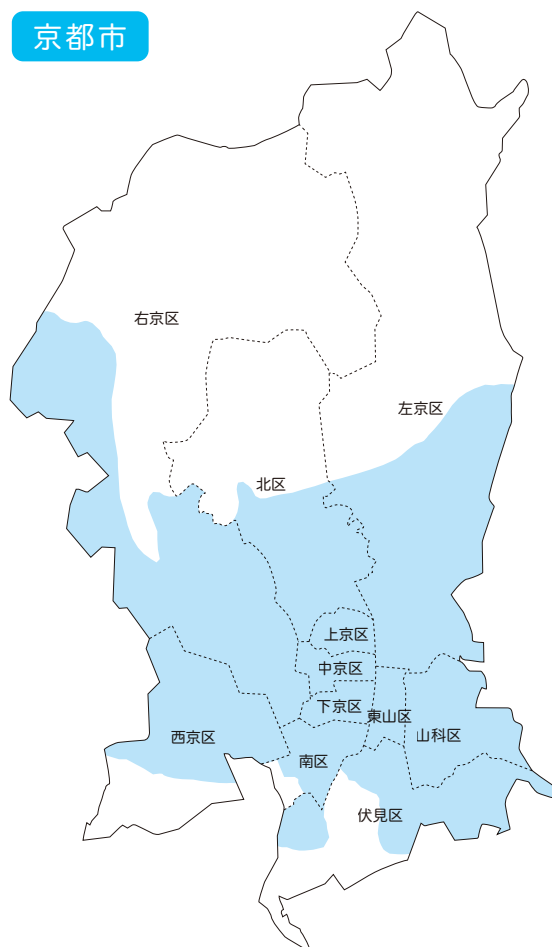
管内の概況

当JAは、京都市内中心部のほぼ一円を管轄し、北は比叡山のふもと修学院から柊野・上賀茂まで、東は山科盆地一帯から醍醐にわたり、南は名神高速道の両脇に位置する上鳥羽・久我・深草一帯を、西は桂川西岸から西山の丘陵地帯にある大枝・松尾・嵯峨、そして愛宕山の中腹にある水尾・越畑がその管内となっています。いずれも風光明媚な景観地区が多在しており、農耕地の傍らを観光客が往来する風景が目にとまります。

また、管内一円は、京都盆地の中にあり、寒暖の差が激しい気候の下で育った『伝統京野菜』が有名であり、全国的にも人気を集め、そのブランド性のさらなる向上に管内農業者の生産意欲は、ますます盛んです。

一方で農地の宅地化は着実に進み、農・住が混在する都市化の環境の中で、組合員の資産活用場として農地が変容する姿も見られますが、新たな都市農業振興を目指した意欲的な取り組みも見られ、京都盆地に息づく農業に確かな足どりを感じます。

京都市



1948／昭和23年	8月	京都市農業協同組合として発足
1949／昭和24年	5月	山科北部支所開設
	9月	上鳥羽信用組合吸収合併
1951／昭和26年	8月	嵯峨支所開設
1953／昭和28年	4月	婦人部結成（1994年4月1日に女性部に名称変更）
	6月	本所を下京区朱雀宝蔵町75に移転
	6月	野菜直売所セリ市場新設
1959／昭和34年	4月	久我支部発足・組合の共済事業開始
1961／昭和36年	5月	本所新築落成
1968／昭和43年	12月	青壮年部結成
1969／昭和44年	1月	桂支所新築オープン
	3月	伏見支所移転新築オープン
	11月	久我支所開設
1971／昭和46年	7月	京都花月劇場にて共済高額加入者大会開始
	10月	嵯峨支店新築オープン
	12月	松尾支店新築オープン
1972／昭和47年	9月	醍醐支店移転新築オープン
1973／昭和48年	8月	修学院支店開設
1974／昭和49年	7月	本店新築オープン
	7月	吉祥院支店開設新築オープン
1977／昭和52年	12月	修学院支店移転新築オープン
1979／昭和54年	3月	越畑支店新築オープン
1981／昭和56年	5月	川岡支店新築オープン
1982／昭和57年	4月	大枝農協と合併、大枝支店として営業開始
1987／昭和62年	12月	山科北部支店移転新築オープン
1994／平成6年	11月	山科南部支店新築オープン
1996／平成8年	11月	上鳥羽支店新築オープン
1998／平成10年	3月	早期是正措置導入に伴う自己資産査定を実施
1999／平成11年	12月	大宮支店新築オープン
2004／平成16年	1月	J A S T E M システム稼働
	4月	嵯峨北部支店オープン（越畑・水尾支店統合）
2008／平成20年	2月	久我支店新築オープン
2012／平成24年	9月	山科北部支店リニューアルオープン
	11月	松尾支店リニューアルオープン
2013／平成25年	6月	本店リニューアルオープン
	7月	業務推進部を新設
	12月	上賀茂支店新築移転オープン
2014／平成26年	11月	伏見支店新築オープン
2016／平成28年	3月	融資部を新設
2017／平成29年	10月	嵯峨北部支店・嵯峨支店店舗統廃合、嵯峨野支店新築オープン
2018／平成30年	4月	釈迦堂門前A T M稼働
	5月	金融移動店舗『はんなり号』運行開始
	8月	J A 京都市版G A P制度の創設
	9月	京都先端科学大学と包括連携協定を締結
2019／平成31年	3月	新たな組合員資格の導入
令和1年	7月	みのり監査法人と監査契約を締結
	11月	自己改革進捗評価委員会の立上げ
2020／令和2年	11月	野菜移動販売車『よってき～菜号』『みてき～菜号』導入

ディスクロージャー誌用語解説集

◇ J A 運営に関する全般的な用語

用 語	内 容
A L M	A L Mとは、資産（Asset）と負債（Liability）を総合的に管理（Management）し、金利変動、市場の変動による収益への影響や資産価値の減少を財務体力の範囲内にコントロールする手法です。
G A P	農業生産工程管理（Good Agricultural Practice）の略称で、農業者や産地が事前にリスクとなる要因を検討し、農業生産活動の持続性を確保するため、農業の生産工程の管理や改善に取り組むべきポイントを整理して実践・管理することです。
T A C活動	Team for Agricultural Coordinationの頭文字をとっており、現在、5年後、10年後と地域農業を担っていく農業経営者（地域農業の担い手）に日々出向き、「担い手」の声・要望を収集し、J AにつなぐことによりJ Aグループの事業に反映させ、J Aグループの事業基盤の充実につなげる活動です。
会計監査人	会社法でいう大会社（資本金5億円又は負債金額200億円以上）等に設置が義務づけられており、計算書類等の会計監査を主な職務とする機関で、公認会計士または監査法人のみが就任することができます。これまでJ Aの外部監査は全国監査機構が実施してきましたが、農協法の改正に伴い、2019年度より会計監査人監査を受監しています。
キャッシュ・フロー	営業活動や資金調達、設備投資などを通じて生じる実際の現金の流れのことです。
減損会計	減損会計とは、固定資産の市場価額が著しく下落した場合や資産の収益性が低下した場合に、一定の基準に基づき、帳簿価額と市場価額等との差額を損失として計上し、タイムリーに財務諸表に反映するための会計上の手続きです。
個人データ	氏名や住所、生年月日など特定の個人を識別できる情報を「個人情報」といい、それを一定の規則で体系的に整理した「個人データベース」を構成する個人情報を「個人データ」といいます。また、2016年1月より運用されているマイナンバーは「特定個人情報」といいます。当J Aでは、個人情報保護方針のもと個人情報取扱規程及び特定個人情報取扱規程により、組合員・利用者等の個人情報を厳格に取扱っています。
コンプライアンス	コンプライアンスとは、企業が企業活動を行うに際し、社会的規範をはじめ、関係法令等を厳格に遵守することをいいます。「系統金融検査マニュアル」で問われるコンプライアンスとは、違法行為等の事前予防・未然防止の態勢を構築することにより組織全体の遵法性を高めることを通じて、J A自らが経営の健全性を確保していく取組みをいいます。
事業分量配当金	組合員の特定事業の利用分量に対する配当のことです。
資産自己査定	資産内容の実態を反映した財務諸表を作成するために、企業会計原則などにに基づいた適正な償却や引当の準備作業として資産の実態把握をするのが資産自己査定です。特に貸出金の自己査定内容は、金融検査マニュアルに則り、債務者をリスクの高い順に「破綻先」「実質破綻先」「破綻懸念先」「要注意先（要管理先とその他要注意先）」「正常先」に区分し、その各債権を回収の可能性に応じて非分類、Ⅱ～Ⅳ分類に区分し、償却・引当を行っています。このような資産自己査定に誤りや虚偽がないよう独立した監査、内部監査体制が構築され、透明性を高め、資産の健全性の維持・向上に努めています。
出資配当金	組合員の出資金に対する配当のことです。
食農教育	食農教育とは、農産物が命を育み成長していく過程を大切にしながら、「食」への関心や意識の啓発を図り、「食」の大切さや「農」の役割等に対する理解を広げ深める教育活動のことです。
女性部	地域の女性で組織されるJ Aの自主的な女性組織で、地域農業に関わる幅広い活動に取り組んでいます。当J Aにおいては、792名の部員で組織されています。
信連	各都道府県の信用農業協同組合連合会のことです。J Aからの貯金の預け入れの運用や貸出金などの信用事業を行う都道府県段階の連合会です。

用 語	内 容
生活物資	食品や日用品、耐久消費財など、日常生活に必要な物資のことです。
税効果会計	税効果会計とは、企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に差異がある場合において、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金（以下「法人税等」という。）の額を適切に期間配分することにより、法人税を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させる事を目的とする手続きです。
生産資材	肥料・農薬・飼料・農機具など、農業生産活動に必要な物資のことです。
青壮年部	農業、農家の後継者を中心とした地域の青壮年で組織されるＪＡの機能別組織です。当ＪＡにおいては、625名の部員で組織されています。
ディスクロージャー	ディスクロージャーとは「企業の事業内容を広く情報開示すること」で、本誌は農協法で求められている経営内容を中心に作成したディスクロージャー誌です。内容は多岐にわたり、財産や収支の状況といった財務内容にとどまらず、経営方針や組織、商品・サービスの内容などを掲載しています。こうした情報開示により、経営の透明性が高まるとともに社会からの信頼感向上にもつながります。
農協改革	2016年４月１日に施行された改正農協法で、ＪＡは農業者の所得増大、事業の成長発展を図るための投資、事業利用分量配当による還元に努めなければならない事などが明記され、理事の構成についても「過半が認定農業者または農産物販売・法人の経営などに関し、実践的な能力を有する者でなければならない」とされました。こうした事を踏まえ、当ＪＡでは独自ＧＡＰの創設をはじめ様々な取組みを実践し、自己改革を図っています。それらを評価するため、農家組合員や消費者などの代表者で構成する「自己改革進捗評価委員会」を立ち上げ、第三者からの意見を拝聴する仕組みを設けています。詳しい取組み内容は、当ＪＡのホームページをご覧ください。
農業リスク診断	当ＪＡ管内は生産地と消費地が近いと、農薬散布等に配慮する必要があります。農業に対し、地域住民に一層のご理解をいただき、農業者の安全で安心な生産活動を応援するため、当ＪＡでは農業を取り巻く様々なリスク啓発と対策の提案を行っています。
農林中央金庫（農林中金）	信用事業を行うＪＡや信連などを会員とするＪＡバンクの全国段階の機関です。
フレッシュミズ	農家女性だけでなく、非農家の女性で20代から40代の若い世代の方が、「食」「農」「くらし」「子育て」といったキーワードを軸にさまざまな活動をしています。
マイナス金利政策	2016年１月、日本銀行が「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を発表しました。これにより、各金融機関が日本銀行に対し預金利息を支払うこととなります。これは、各金融機関の融資を通じ市場に資金を流通させ、景気を刺激することが狙いで、目標である物価上昇率２％の達成に向けた金融政策の１つです。
リスクマネジメント	ＪＡが経営を行っていく上で事業に関連する内外の様々なリスクを適切に把握・管理・コントロールすることにより、健全経営を維持していくことをいいます。

◇ 自己資本比率等の算定に関する用語

用 語	内 容
ＩＲＲＢＢ (銀行勘定の金利リスク)	Interest Rate Risk in the Banking Bookの略称で、銀行勘定の金利リスクのことをいいます。金融機関の業務を、トレーディング勘定（短期売買やヘッジ目的の取引）と銀行勘定（それ以外の有価証券や貸出金等）に分類し、銀行勘定の価値や収益が変動する６つのシナリオに基づき、金利リスクを算出しています。
△ＥＶＥ、△ＮＩＩ	△ＥＶＥとは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいい、△ＮＩＩとは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月経過日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

用 語	内 容
エクスポージャー	リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券などが該当します。
オフ・バランス取引	貸借対照表に計上されない取引のことです。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額を相当額として分母に加算します。
カントリー・リスク	対外投資や対外融資の対象となる国の信用度のことを指します。
基礎的手法	新B I S規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業に係るその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業に係るその他の費用、国債等債券売却損・償還損・償却、役務取引等費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
コア資本にかかる基礎項目の額	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本の中心となるものであり、出資金や資本剰余金、利益剰余金、一般貸倒引当金などが該当します。バーゼルⅢより出資金に回転出資金や劣後ローンは含まないこととなります。
コア資本にかかる調整項目の額	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、バーゼルⅢより繰延税金資産（一時差異除く）や無形固定資産などが追加されました。上記のコア資本に係る基礎項目から、コア資本に係る調整項目を差し引いたものが、自己資本の額となります。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額およびオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た比率のことです。国内基準を採用する金融機関では4%以上、J Aバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされており、一般的にこの比率が高いほど、経営の安全度が高いことを示します。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新B I S規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物・オプション・スワップ取引等が該当します。
バーゼルⅢ国内規制	バーゼル規制とは、銀行に対し一定水準の自己資本比率の維持を求める国際的な統一基準のことです。2013年度から、従来のバーゼルⅡからバーゼルⅢに変更となりました。バーゼルⅢの特長として、「コア資本の概念を導入」した点や「資本不算入項目の追加」などが挙げられます。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。

開示項目

◇ 組合単体開示項目 農業協同組合施行規則第204条関係

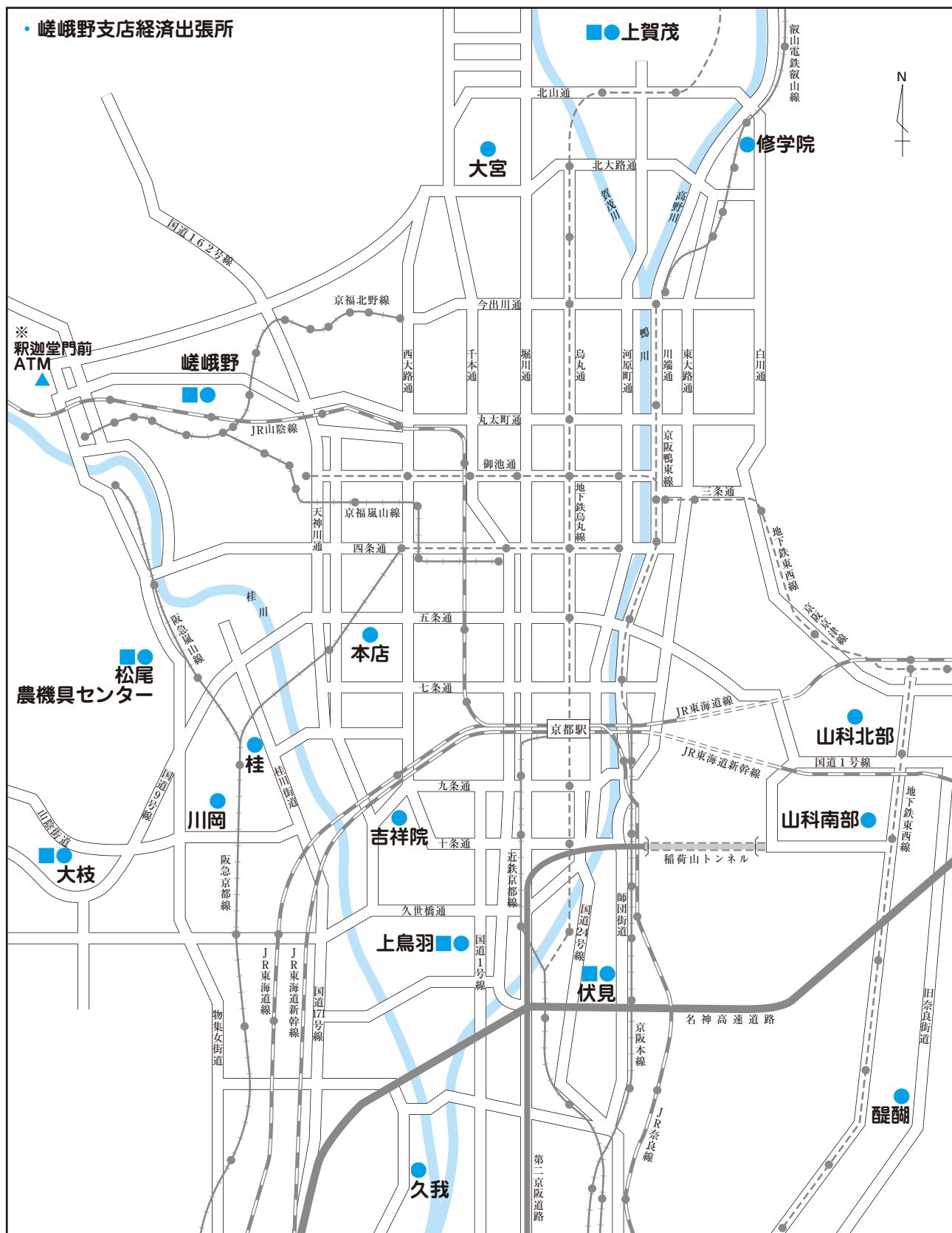
開 示 項 目	ページ	開 示 項 目	ページ
●概況及び組織に関する事項		・担保の種類別（貯金等、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分を言う）の貸出金残高及び債務保証見返額	54
○業務の運営の組織	75. 77	・使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう）の貸出金残高	54
○理事及び監事の氏名及び役職名	76	・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	55
○会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	50	・農業関係の貸出金残高	55
○事務所の名称及び所在地	84	・貯貸率の期末値及び期中平均値	63
○特定信用事業代理業者に関する事項	77	◇有価証券に関する指標	
●主要な業務の内容		・商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債及び商品政府保証債の区分をいう）の平均残高	58
○主要業務の内容	18～27	・有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債の区分をいう。次号において同じ）の残存期間別の残高	59
●主要な業務に関する事項		・有価証券の種類別の平均残高	58
○直近の事業年度における事業の概況	5	・貯証率の期末値及び期中平均値	63
○直近の5事業年度における主要な業務の状況	51	●業務の運営に関する事項	
・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	51	○リスク管理の態勢	10～11
・経常利益	51	○法令遵守の態勢	11～12
・当期剰余金	51	○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	8～9
・出資金及び出資口数	51	○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	13～14
・純資産額	51	●組合の直近の2事業年度における財産の状況	
・総資産額	51	○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	28～29
・貯金等残高	51		46～47
・貸出金残高	51	○貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
・有価証券残高	51	・破綻先債権に該当する貸出金	56
・単体自己資本比率	51	・延滞債権に該当する貸出金	56
・剰余金の配当の金額	51	・3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	56
・職員数	77	・貸出条件緩和債権に該当する貸出金	56
○直近の2事業年度における事業の状況		○元本補てん契約のある信託に係る貸出金	57
◇主要な業務の状況を示す指標		○自己資本の充実の状況	64～74
・事業粗利益及び事業粗利益率	63	○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	52	・有価証券	59
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	52	・金銭の信託	59
・受取利息及び支払利息の増減	52	・デリバティブ取引	59
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	63	・金融等デリバティブ取引	59
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	63	・有価証券店頭デリバティブ取引	59
◇貯金に関する指標		○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	57
・流動性貯金、定期性貯金、その他の貯金の平均残高	53	○貸出金償却の額	58
・固定金利定期貯金及び変動金利定期貯金の残高	53	○会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	50
◇貸出金等に関する指標			
・手形貸付、証書貸付、当座貸越の平均残高	54		
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	54		

◇ 自己資本の充実の状況に関する開示項目

開 示 項 目	ページ	開 示 項 目	ページ
○自己資本の構成に関する事項	64～65	○定量的開示事項	
○定性的開示事項		・自己資本の充実度に関する事項	66～67
・自己資本調達手段の概要	17	・信用リスクに関する事項	67～70
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	66～67	・信用リスク削減手法に関する事項	71～72
・信用リスクに関する事項	67	・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	72
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	71	・証券化エクスポージャーに関する事項	72
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	72	・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	73
・証券化エクスポージャーに関する事項	72	・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分の額	73
・オペレーショナル・リスクに関する事項	11	・金利リスクに関する事項	74
・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	73		
・金利リスクに関する事項	74		



店舗等のご案内



店舗・施設	郵便番号	所 在 地	T E L	F A X	設備の設置状況	
					A T M	コイン 精米機
本店	〒615-0046	右京区西院西溝崎町24 信用部(営業課) 融資部 営農経済部 信用部(資金課・資金運用課) 共済部 業務推進部 総務部 監査室	313-2051 313-2051 754-6176 314-5631 314-5631 314-5631 314-0898 314-0898	316-0036 316-0036 321-1617 321-5487 321-5487 314-0911 313-2643 313-2643	●	—
松尾支店	〒615-8282	西京区松尾大利町15-1	391-6000	381-4266	●	●
桂支店	〒615-8016	西京区桂久方町69-2	391-4111	381-4678	●	—
川岡支店	〒615-8192	西京区川島寺田町15-3	391-2345	381-8119	●	—
醍醐支店	〒601-1352	伏見区醍醐南里町5-4	571-0015	572-3728	●	—
大宮支店	〒603-8217	北区紫野上門前町10	491-4060	491-8909	●	—
上賀茂支店	〒603-8083	北区上賀茂向繩手町66	791-7872	701-0558	●	●
伏見支店	〒612-0029	伏見区深草西浦町5丁目19-2	641-7101	644-2925	●	●
山科南部支店	〒607-8169	山科区枷辻西浦町24	594-0275	502-3887	●	—
山科北部支店	〒607-8352	山科区西野岸ノ下町40	593-7411	502-3670	●	—
上鳥羽支店	〒601-8137	南区上鳥羽城ヶ前町22	681-7271	672-9058	●	●
嵯峨野支店	〒616-8182	右京区太秦北路町13-1	871-4354	862-1346	●	●
嵯峨野支店経済出張所	〒616-8487	右京区嵯峨越畑中ノ町47-1	0771-44-0901	0771-44-0710	—	—
久我支店	〒612-8494	伏見区久我東町1-56	933-4615	922-8266	●	—
修学院支店	〒606-8081	左京区修学院大林町13	781-1144	701-0501	●	—
吉祥院支店	〒601-8315	南区吉祥院車道町42-1	681-5545	672-9054	●	—
大枝支店	〒610-1105	西京区大枝塚原町4-29	331-2626	331-4001	●	●
農機具センター	〒615-8283	西京区松尾井戸町68-2	391-4193	391-4192	—	—
釈迦堂門前ATM	〒616-8424	右京区嵯峨釈迦堂門前南中院町5-1	—	—	●	—



JA KYOTOCITY REPORT
Disclosure 2021

JAレポート 組合の活動をご理解いただくために

2021年7月発行

編集：JA京都市総務部企画管理課

当JAのホームページはこちら (<https://ja-kyotocity.or.jp>)



JAバンクの2つの『お守り』

皆様からお預かりした貯金は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」に加え、公的な「貯金保険制度」というダブルのお守りによって、しっかりと保護されています。